

副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会

《第6回議事録》

■日 時：令和8年8月26日(水) 10:00 ～ 12:38

■場 所：大阪市役所 屋上階（P1）会議室

■出席者：杉江友介会長、置田浩之委員、河崎大樹委員、紀田馨委員、徳村さとり委員、
（名簿順）西野弘一委員、吉村洋文委員、梅園周委員、高山美佳委員、たけち博幸委員、
東貴之委員、藤田あきら委員、横山英幸委員

（杉江会長）

それでは定刻となりましたので、第6回副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会を開催いたします。まず、定足数の確認ですが、協議会規約第6条第3項の会議の定足数を満たす委員にご出席いただいておりますので、会議が成立していますことをご報告いたします。

この協議会はインターネット配信を行っておりますので、委員の皆さんにおかれましては、ご発言については挙手していただき、会長の私が指名をしてから、マイクを通してご発言いただきますようによろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。本日は「広域と基礎の事務分担について」協議したいと思います。

第4回協議会において、副首都やニア・イズ・ベターなどの論点ごとに、広域と基礎の事務分担を協議いただきました。第5回の協議会では、たけち委員から事務分担についての意見を提出いただいたところであります。こうした中でこの間、維新において検討を重ねていただき、その内容を資料にまとめていただいておりますので、本日はこの資料をもとに協議したいと思います。それではまず、たけち委員から資料1について説明をお願いいたします。

（たけち委員）

それでは、資料についてご説明させていただきます。前回、事務分担案を提案させていただいて以降、これまで大阪維新の会としまして、大阪府市双方の所管部局からヒアリングを重ね協議もしてきました。ただいまお手元にお配りさせていただいているのが、「広域と基礎の事務分担（維新案）」ということでございまして、1ページから順にご説明をさせていただきます。

まず1ページに記載させていただいておりますとおり、大きく三つの観点から事務分担のあり方について協議をさせていただきました。

まず一つ目は、副首都・大阪を担う自治体として、成長をけん引する事務を大阪府に一元化するとともに、住民に身近な特別区が住民サービスを着実に実施するといった双方の役割分担でございます。

二つ目が、大阪府は新たに、副首都となるがために、「経済成長」と「首都機能代替」の機能を果たす、このために必要となるという基準を現大阪府に、一元化していくといった観点でございます。

そして三つ目、特別区は、地域の実情に応じた住民に身近なサービスに専念していく。この専念していくことは、当然のこと、新たに、特別区に再編することで充実した住民サービスを実施していく。この三つの観点から振り分けをさせていただいております。以下、詳細の説明に入らせていただきます。

3 ページをご覧ください。左方に記載しております通り、3 ページ以降 11 ページまでは、この間、府市双方部局のヒアリングを踏まえた上で、協議済みとして仕分け、分類をさせていただいた事務分担になります。3 ページ、4 ページは、主なまちづくり、都市基盤整備の事業、事務になります。当初、東京都をベースに仕分けられた分担、そして前回の協定書上の分担と相違ないものについては、説明を省略させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

この3 ページの方に、道路と記載されております広域交通網、そして地域交通網、生活道路というところで、東京都ベースの仕分けと、あるいは前回協定書、そして今回の分担案と、特に相違ないものという形で分類はされておるものの、前回法定協議会の中で、私の方から提案をさせていただいたように、都となった場合の、特例道路というような考え方もございまして、そういったところの事務分担の考え方についても一定協議が必要だと思っておりますので、こちらについては改めて部局からヒアリングをさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

4 ページをご覧ください。まず一つ目の連続立体交差事業でございます。東京都ベースは広域、そして前回協定書は基礎となっておりますが、これはまさに今課題となっております、例えば淡路駅付近の事業であったりとか、相当規模のコストがかかるもので、広域としての成長に資する事業、寄与していく事業ということも考えられることから、今回は広域として出させていただいております。三つ目の交通政策でございます。総合交通政策、鉄道の安全性向上等ということでございまして、副首都を目指す上で重要な広域交通インフラに関わる事務事業ということで、広域の方に分担させていただいている次第でございます。

次のページに移らせていただきまして、5 ページについて、こちらは産業に関連する事務分担でございます。まず、三つ目の特区についてでございます。国家戦略特区、国際戦略総合特区、そして構造改革特区ということでございまして、特区については、大阪全体の成長はもとより、日本全体の経済成長をけん引させていくといったことも目指すものであるがゆえに、大きな視点に立った戦略が重要であり、広域という形で分類をさせていただいております。この計量については、政令市のみ今現在特定市として担っていたものでありますので、他市町村同様に広域に分担をさせていただいております。

次のページにいただいていただきまして、6 ページでございます。6 ページは、都市魅力に関連する事業分担でございます。四つ目の都市間交流推進、姉妹都市ネットワークを活用した

都市間交流の推進という事業について、事務事業についてでございますが、基礎となっていました、これまでの大阪市として強力に進めてきたこの交流、都市間交流についても一層大阪全体に波及させていくといった観点から、今回は広域の方に分担をさせていただいております。

次のページにいただいていただきまして、7ページにつきましては、消防・防災、環境に係る事務分担でございまして、それぞれ相違がないということです、説明は省略させていただきます。

8ページ、9ページについては、福祉に係る事務分担でございまして、こちらも特段、東京都ベースの仕分けと前回協定書と今回の分担、それぞれ相違がないものですので、説明の方を省略させていただきます。

10ページも保健・医療に係る事務分担として相違がなく、分担案がご提案できたものについては説明を省略させていただきます、11ページも同様、教育、住民サービスについて係る事務分担ですが、主に前回の協定書のとおりとなっております、東京都ベースの仕分けからも特段大きく相違がないものという形で分類をさせていただいております。

12ページ以降でございます。12ページ以降につきましては、引き続き協議を行うものとしてまとめさせていただいております。

13ページの方をご覧ください。13ページの方、左の方に事務を分けさせていただいております。「拠点まちづくり」、「地域まちづくり」とそれぞれあります。東京都ベースの場合は広域、あるいは広域と基礎と双方にまたがっている事務もありまして、前回協定書でも広域あるいは基礎という形でそれぞれに分担されていたものでございます。これはまさにニア・イズ・ベターとして、住民に近く、特別区が、特色を持っていくためのまちづくり、あるいはその一方で、副首都・大阪として広域機能をしっかりと強化していく、そのためのまちづくり、成長していくそのためのまちづくり、この双方の観点から基礎とする案、あるいは広域とする案という形で分けさせていただいております。

14ページをご覧ください。14ページにつきましては、都市計画権限の事務分担になります。こちらも先ほどと同様に、ニア・イズ・ベターの観点から基礎とする案、あるいは副首都として広域強化していくといった観点から広域とする案という形で、それぞれ分けて記載をさせていただいているところでございます。

15ページにいただきますと、こちらにつきましては、許可権限に関する事業になります。こちらについても、双方の意見が分かれているといいますか、ニア・イズ・ベターの観点からは基礎とした方がいいのではないか、あるいは成長といった広域的な観点、広域の強化といった観点からは広域とした方がいいのではないか、といった意見双方が出ておりますので、併記をさせていただいているところでございます。

16ページにつきましてご説明させていただきます。16ページについて、その他の事務になっていきますが、例えば公営住宅等の例に挙げさせていただきます。

公営住宅等は、東京都ベースの仕分けについては広域、基礎、双方が担っている。前回の

協定書では基礎となっておりました。基礎とする案、基礎とする意見につきましては、府営住宅はすでに大阪市に移管されているということでございまして、政策的には基礎が適当ではないかと。4区間の住宅の偏在は小さくて、財源的に建替え等が困難という課題は考えにくいといったところから、建替えの用地は地域のまちづくりとも大きく関わっていくといった観点も含めて基礎としていった方がいいのではないかとといった意見ということと、一方で広域とする案につきましては、特別区をまたいだ入居だったり、あるいは持続性の観点から、今回は広域とすべきではないか。職員、特に技術職員、こちらの人材の確保というのがやっぱり課題になっているので、広域として担っていただいた方がいいのではないかとといった意見という形で併記をさせていただいております。

その三つ目にあります団体監理事務等についても、これは東京都ベースの仕分けでいうと広域、前回協定書で言いますと基礎となっております。基礎とする案については、大阪メトロの基となる市営交通の資産、これは大阪市域の住民の長年の負担により形成されてきたもの、両社は引き続き、主に大阪市域内の交通需要を担いながら、交通課題の解決に取り組むことが求められるわけであります。ということで、基礎にした方がいいというところと、広域とする案については、バスネットワークを除く交通政策は、広域自治体が担うことと整合性をしっかり図っていかないといけないのではないかとといったところで、双方の案を併記させていただいております。

四つ目の保健所になります。四つ目の保健所につきましては、東京都ベースの仕分けでは基礎、そして前回の協定書では基礎、この基礎とする案につきましては、ニア・イズ・ベターの考え方から、過去2回の協定書、東京都と同様に特別区が担うのがふさわしい、国も人口20万人以上の自治体は保健所を持つことが望ましいといった考え方を示されているということでございます。また、本市が現在行っている保健所と保健センターによる保健サービスは同一自治体、特別区内で一体的に行われることで、より地域の実情に沿った、地域の実情に応じた総合的なサービスとして迅速に展開が可能となることが考えられることから、基礎とする案が出されております。一方の広域とする案につきましては、現在、大阪市1か所体制の中で、4か所を設置する必要性をしっかりと整理していく必要がある。さらには、感染症急拡大時などに4区よりも1か所に対応することで一体性や統一性が確保できるのではないかと。あるいは、住民に近いサービスは保健センターが担い、保健所は感染症調査、事業者の許認可、立ち入り検査などを担っていく。府内他市町村でも実施できていることを踏まえると、広域でやった方がいいのではないかとといった意見。そして現在整備中、今年の秋移転予定の保健所、庁舎について有効活用が可能ではないかといったお話であったり、あるいは専門技術職の確保が課題になっているので、広域とした方がいいのではないかとといった案が挙げられておりますので、基礎と広域と双方に記載をさせていただいております。

17ページにつきましても、その他の事務となります。この17ページにございますところで例を挙げさせていただきますと、三つ目の私立幼稚園の設置認可についてですけれども、

こちら、基礎とする案では、就学前の教育に関する事務ということでありまして、幼児教育の無償化も含めて、基礎自治でこれまでもやってきた。そういったことも含めて考えると、ニア・イズ・ベターの考え方から、基礎でしっかり実施した方がいいのではないかと。前回の基礎であって、認可にあたっては大阪府私立学校審議会の意見聴取が必要で、だけでも、ニア・イズ・ベターといった観点から基礎の方がいいのではないかとといった案と、一方で広域とする案も出ております。これが都道府県権限という形でまとめて書かれてはいるんですけれども、私学行政自体、今現在府の方で、広域で担っておられまして、認可の際に府の審議会を必ず通すことが必要になってくる。さらには経常費、この補助についても、今広域でやっているということから、どうしても手続きが行ったり来たりとなってしまうといったところから、一気通貫した事務手続きを行うといった観点からは広域の方がいいのではないかとといった意見も含めて、広域とする案が出されております。以上、簡単でございますが、資料の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(杉江会長)

ありがとうございました。そうしたら、まず今ご説明あった中の前半の協議済みの事務分担について、委員の皆さんから補足とか説明とかご意見などあればいただけたらと思えますけれども、いかがでしょうか。藤田委員。

(藤田委員)

ありがとうございます。私の方からは、国際交流、姉妹都市交流のところについて確認をしたいと思えます。

6 ページの4 行目になります。以前、市長からもご発言があつて、今の姉妹都市関係のカウンターパートとして特別区になった場合は、少し範囲が小さくなりますので、広域の方に持っていった方が適切ではないかというご指摘があつて、それはそのとおりだなと思っております。なので、現在大阪市が結んでおりますミラノ市をはじめとしたような姉妹都市関係、これは引き続き広域の方で進めていくということに異論はないんですけれども、一方で特別区の特色あるまちづくりを考えたときに、特別区内でも、例えば中学生の交換留学とか、国際的にインターネットでつないで授業をやっていくとか、そんなことも姉妹都市関係があつた方がやりやすいのかなというふうに思っておりまして、例えばですけど東京都でしたら大田区でいうと、セーラム市と姉妹都市関係を結んでいるというようなこともありますので、新たに特別区が姉妹都市関係を結んでいく分については、特段制限するものではないということだけは確認させていただいて、そういうことであれば、この案で了としたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(杉江会長)

はい、今藤田委員からありましたけれども、横山委員。

(横山委員)

全く今の藤田委員の意見に異論はありません。そのとおりだと思います。これまで大阪市が結んできた、例えばミラノ市であったり、マンチェスター市とも最近締結しましたが、あれも GMCA（グレーター・マンチェスター合同行政機構）と言いまして、比較的広域の自治体ですので、今締結している姉妹都市関係については大阪府に引き継ぐのが適当かと思いますが、これから特別区も様々な海外交流もされていく機会もあろうかと思いますが、それは特別区の事務として担われていけばいいのかなと思います。

(杉江会長)

ありがとうございます。今、藤田委員から提案があったこの姉妹都市の関係につきまして、今の大阪市の姉妹都市関係については広域でやると。また、特別区が新たにそういう関係を結んでいくということに関しては、それぞれのご判断でやっていくと。何かここで制約を設けるものではないということで、他の委員の皆さんもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(杉江会長)

そうしたら、そういう形でこの部分は整理させていただきたいと思います。ほかに、この協議済みの事務分担について何かご意見とかいろいろと、そうしたら置田委員お願いします。

(置田委員)

一点確認したいことがありまして、協議済みのところの5ページ、特区、先ほどたけち委員の方からは、国家戦略特区、国際戦略総合特区、構造改革特区、この特区について今回広域とするということで全く異論もないんですけど、資料を見返していて、前回協定書案で基礎となっていたというところが私もあれと思ったんですけど、事務局に確認してもいいですかね。どういう理由でこれ基礎になっていたのか、そこだけ確認させてもらえたらと思うんですけども、いかがでしょうか。

(杉江会長)

事務局いけますでしょうか。はい、そうしたら事務局お願いします。

(事務局：鴨田副首都推進局担当部長)

担当部長の鴨田でございます。特区に関しましては、国際戦略総合特区につきましては、現在、関西イノベーション国際戦略総合特区として、大阪府、大阪市、その他京都府、兵庫

県等と連名で特区申請を行っておりますので、これは大阪市から特別区になると、国に一元化が必要となるんですが、国家戦略特区と構造改革特区に関しては、各市町村、特別区からも提案が可能ということで、基本的に国家戦略特区とか構造改革特区に関しては、基礎で事務分担として配分させていただいていたという経過であると理解してございます。

(杉江会長)

置田委員。

(置田委員)

その二つの特区については、特別区からも提案できるということですけど、大阪府も当然特区の事業というのは残るかと思うんですけど、そうすると基礎というより基礎と広域両方みたいな、そういうイメージだったのかなと思うんですけど、そういう理解でよろしいですか。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(事務局：鴨田副首都推進局担当部長)

担当部長の鴨田です。前回の仕分けとしては、委員お示しのとおり、国家戦略特区、構造改革特区に関してはそれぞれで実施していくというイメージでの仕分けになっていたという理解でございます。

(置田委員)

それで理解しましたので結構です、ありがとうございます。

(杉江会長)

そうしたら東委員。

(東委員)

今の話なんですけれども、先ほどの都市間交流とまさに一緒なんですけれども、要するにその後、特別区が設置された時にそこから始めることについて縛ることは、当然できないわけです。で、今のお話でいくと、今後その市町村に認められている特区について、特別区はそこはどのような立場で対応すると、これをなんかルールを設けるという意味での広域なのか、そういう意味ではない広域なのか、ここだけちょっと確認させてください。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(事務局：鴨田副首都推進局担当部長)

担当部長の鴨田でございます。現在、この示されている今回の分担案の広域ということに関しましては、今後発生する案件も含めまして、現在、国家戦略特区も府市連携しながら、各所属セクションの方で提案等しておりますけれども、そこが一元化されるというイメージで理解してございます。

(杉江会長)

東委員。

(東委員)

今後の新たな特区についての申請は、全て広域を中心に行うということで、そういう理解でいいですね。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(事務局：鴨田副首都推進局担当部長)

本件仕分け案に関しましては、そういう理解でございます。

(杉江会長)

たけち委員。

(たけち委員)

ご説明ありがとうございます。この広域っていうところは、あくまで先ほど東委員の方からありましたように、市町村も対象にされている、特区の申請対象にされているのであれば、むしろ縛るっていうこと自体ができるものなのかどうかも含めて、基本的にはエリアの範囲にもよると思うんですけれども、どこまでのエリアを特区として申請するのかどうか、これは広域にまたがることであれば広域として担うということで、今回この分担案を出させていただいておりまして、市町村といいますか、特別区として極めて限定されたエリアであればというところはまた別で、そこは申請が可能となるものではないのでしょうか。私はそう認識はしておりますが。

(杉江会長)

事務局どうぞ。

(事務局：鴨田副首都推進局担当部長)

今、たけち委員の方からお示しいただいたとおり、制度としては申請可能となりますので、まさに今後の新規案件も含めて一元的に提案していく形をとるのか、既存案件は広域に集中させ、今後の発生分については基礎からも提案できるようにするのは、この委員の皆さま方のご議論の中で方向性を検討いただければと存じ上げております。

(杉江会長)

藤田委員。

(藤田委員)

すみません、私の所感で申し訳ないんですけど、多分、基礎から新たに今後、特区を申請できなくした方が良いついていう意見はないんじゃないかなと思うんですけど、委員の皆さんにも聞いてみたいと思います。

(杉江会長)

紀田委員。

(紀田委員)

これはどう考えても、今後の特別区が20年、30年と経って、何らかの法制度が大変支障になる、まちの指針に合わないときに提案できなくするっていうことは、そもそもできないんじゃないですかね。先ほど整理したばかりの姉妹都市と一緒に、既存の特区についての事務は広域に引き継がせて、今後新たに提案するものについては自由であると。こういうところ以外の結論というのは、なかなか実効性がないというか、実現させることも難しいように私には思います。

(杉江会長)

置田委員。

(置田委員)

事務局に確認したいんですけど、大阪市が独自で特区の申請ができるということなんですけど、今の少なくともその三つある特区については、府市一体で申請して特区として認められているという理解でいいのか、それとも市独自でやっている特区というのがあるのかという、その辺のところを教えてくださいんですけど。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(事務局：鴨田副首都推進局担当部長)

担当部長の鴨田です。すみません、詳細については、府市それぞれの各部局に確認する必要がありますと思いますが、現在把握しているところによりますと、国家戦略特区に関しては、エリアとして区域指定がなされておる中で、府市については、府市それぞれの部局が連携しながら、国に対して提案をしているということで、府提案、市提案という形にはなっていないくて、大阪として提案しているという理解でございます。

(杉江会長)

置田委員。

(置田委員)

国家戦略特区についてはそうだということですね。ほかの関西イノベーション国際戦略総合特区とか構造改革特区は、それは大阪市独自でというものがあるということなんですか。

(杉江会長)

はい、事務局お願いします。

(事務局：鴨田副首都推進局担当部長)

国際戦略総合特区は、大阪府市とその他、兵庫、神戸、県、市、連名で提案しておりますので、関西イノベーション国際戦略総合特区として提案しているというふうに理解してございます。構造改革特区は、大阪府・大阪市それぞれから提案事項を、案件があれば提案しているというふうに理解してございます。すみません、詳細は改めて部局に確認する必要がありますが、そのように理解してございます。

(杉江会長)

置田委員。

(置田委員)

僕のイメージとしては、特別区で都構想を実現しても、特別区独自で特区申請というよりは、広域の大阪府と特別区が一体で申請っていうのが想定されている姿なのかなと理解しています、という意見だけ。

(杉江会長)

ほか、何かご意見。横山委員。

(横山委員)

私もイメージは置田委員と一緒に、申請主体を特別区ができないとルール付けることはできないと思いますが、今みたいにやっぱり広域と基礎が話し合った上で、この都心部にどう特区を展開するのかというのを決めていくことは、首都機能を担っていく上で結構重要だと思うので、ここの表上の記載方法をどうするかはさておき、少なくとも広域、申請主体というか広域と特別区がしっかり協議した上でビジョンを持っていくというところは絶対に外すべきではないんじゃないかなと思います。

(杉江会長)

ほか何かご意見ありますか。これ記載方法もありますんで、今日原課の皆さん来られてないっていうのもあるんで、この項目、特区に関しては継続して協議するということをもう少し丁寧に確認をした上で、最終的に大体今皆さん言われている、既存のものは広域で、特別区が特区申請をするということを妨げるものじゃないんだけど、成長の観点から一体でというか、連携取りながらというような、それをどう記載するのかっていうのはあるかなと思うので、また皆さんの方でヒアリング等をしていただいて、次回この項目については報告いただくという形でいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(杉江会長)

そちらの確認をよろしくお願いいたします。

ほかのこの協議済みの事務分担について、ご確認とかご意見とかよろしいでしょうか。そうしたら、これらの事務につきましては、資料記載のと通りの分担にすることと、この協議済みのものに関しては、今の特区の部分を除いて、この広域・基礎、それぞれの事務分担とすることにしたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(杉江会長)

それでは、協議済みのものについては、資料記載のと通りの事務分担といたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、引き続き協議を行う事務分担案の協議に移りたいと思います。本日、協議にあたりまして、府市の担当部局の皆さんにも出席いただいております、ありがとうございます。項目ごとに、担当部局の入れ替えをしながら協議を進めたいと思います。部局の出席者は、お

手元の出席者名簿のとおりとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは初めに、まちづくりに関する事務から始めたいと思います。担当部局から資料を提出いただいておりますので、資料の２－１から２－４までについて、順次説明をお願いいたします。そうしたら、資料の２－１からお願いいたします。

(山田大阪市計画調整局長)

大阪市の計画調整局長山田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

そうしましたら、私の方から資料２－１についてご説明させてもらいたいと思います。今回出させていただいている資料につきましては、６月の所属長会議においても、横山市長の方からも、基礎自治事務がどうあるべきかについては、しっかり特別区の設置に当たっては検討してほしいというご指示をいただきました。そういう点で我々は基礎の自治としてどんなまちづくりがいいかなというのをいろいろ考えておったんですけども、そうした中、今日の資料で言いますと、３ページ、右下ページ３ページになります。

７月３１日に、この大都市制度協議会の中で、副首都に必要な広域事務は何かということで、少し仕分けの案のイメージが示されたかと思います。この中で、我々は星印ついているところが、主にうちの局も少し関わらせていただいて、やらせていただいているところがございますので、ここについて先ほど申し上げたような形で、どういう形でやっていったらいいかというのを検討させてもらっております。その際に、やはり広域としての経済成長をどのように実現していくかというのも大事なんですけども、やはり特別区の区民のウェルビーイング、その基礎自治として特別区の区民にとって魅力あるまちづくりをどう進めていくかという観点も大事じゃないかなと思ひまして、そういう視点でも、検討させていただいているところでございます。

この３ページの、特に拠点まちづくりのところなんですけれども、これ新大阪駅周辺、大阪駅周辺、大手前地区、大阪城公園周辺地域と大括りになっているんですけども、これ実は新大阪駅周辺でも、いわゆる新大阪の駅前と十三・淡路もあるかと思います。そういう形で大きく括られているというのと、実は都市再生緊急整備地域に指定されているところって、中之島とか御堂筋とか難波、阿倍野とかあるんですけども、そこがこの資料上表現されておりませんでしたので、そういうことについて、エリアを考えた上で、我々は検討させていただいたという形になってございます。

ページ戻っていただきまして、１ページになります。まず今回、我々少し考えるにあたっての視点をいくつか挙げておるところなんですけれども、まず視点、エリアを考えるときなんですけれども、やはり既成市街地が大阪市の場合はこう連担した形で、形成されている中でいいますと、やはり民間開発の組成、特に難波、阿倍野とか、御堂筋とか、そういうところに関しては、やはり地域課題への解決にどう寄与するかとか、そういうような視点とか、あるいは市民の財産であります市有地をどういうふうな形で市民ニーズを汲み上げながら考えていくのか。あるいは大阪の場合は、東京と違ってそんなに需要がむちゃくちゃ高いわ

けではなくて、やっぱり民間事業者といろいろ対話しながらやっていかないと、なかなかプロジェクトの組成もできません。そういう形での住民、地域への対応というのは非常に大事なかなと思ってまして、そういうところが必要な視点かなと思っているところでございます。

次に、まちづくりに関しては権限のところになります。この権限のところについては、やはり基礎自治というのは、ニア・イズ・ベターの観点から、魅力あるまちづくりを進める上では、いわゆる都市計画の権限の中の用途地域、これについては、やはり基本の基本になるような権限ではないかなと思っているところです。で、これについて、都市計画法においても、用途地域につきましては、一般市にその都市計画権限が下ろされているような状況になってございます。そういう状況を踏まえすと、先ほど申しました、民間プロジェクト、対話しながら掘り起こしていくプロジェクトの組成にあたっては、やはりこの基礎自治のまちづくりのベースとなります用途地域、それから地域のまちづくりの絵姿を決めます地区計画、ならびにその開発許可、あるいは建築確認とかですね。こういうあの具体的な調整事のところににつきましては、やはり一貫して調整するのが望ましいのではないかなというふうに思っておりまして、基本的にはそこが基礎でやるのが望ましいのではないかなと思っていますところでございます。その後、具体的なプロジェクトをやっていく中では、景観の観点とか、出来上がったものについては管理していかないといけないので、そういうところまで含めて、一貫して事業者と対話しながらやっていくのが望ましいと思っているところです。

こういう考え方をもとに、基本的な考え方のところで31日の資料が少し大括りのエリアになってございましたので、少しそこを細分化したような形で書かせていただいております。今、広域一元化で大阪都市計画局ができておりまして、そこで新大阪駅前、うめきた、夢洲、咲洲、ここについては当然、前回もそうやったんですけれども、広域でされるところかなと思っています。

森ノ宮についても、前回の協定書は含まれていなかったんですけど、当然今、広域一元化の観点で大阪都市計画局でされておりますのでその部分。加えて、3ページの資料にございました大手前、ここについては当然副首都の核になるようなエリアでございますので、こういうところについては広域で実施すべきかなと思っているところです。

一方で、拠点まちづくりについて大括りで、入っているか入っていないかわからないところがあったんですけれども、中之島、御堂筋、難波・湊町、阿倍野、あるいは京橋、ここについては、前回の協定書では基礎に仕分けられたと思います。こういうところは、先ほども申し上げた通り、やはり地域性、地域との対話、民間との対話、その視点が非常に重要なかなと思ってまして、その力点のところが少し大きいエリアになりますので、この部分については、基本的には基礎で実施するのが望ましいのではないかなと思っていますところでございます。一方で地域まちづくりについて、3ページのところでも、神崎川周辺とか、矢田南部とか加美駅周辺とか挙げておられますけれども、ここについてはそこに書いてございます通り、ニア・

イズ・ベターの観点から、基本的には基礎での実施かなと思っているところです。

そして、ここはエリアに関しての大きな考え方のところですが、2ページにいただいて、少しまちづくりをプロセスで分けたような形で整理させていただいております。まちづくりってエリアのビジョンを作る、それから、今回、都市再生緊急整備地域というのが一つ論点になっているんですけれども、都市再生緊急整備地域は都市再生特別措置法に基づいて内閣総理大臣が指定するエリアです。で、これを指定してもらおうと思いますと、まちづくりのエリアビジョンがいきます。で、これは任意の計画です。それに沿って都市再生緊急整備地域のエリア指定がされて、その中で具体的なまちづくりの目標とか、どういう機能を入れるのか、あるいはどういう公共施設を入れるか、具体的な話を地域整備方針として書き込みます。これは内閣総理大臣が指定したもので、それに沿っていろんなプロジェクトを仕込んでいくというような形になります。その部分が開発調整の部分で、その開発調整をやるにあたっていろいろ都市計画の権限とか、建築基準法の関係とか、あるいは31日の資料にはないんですけれどもエリアマネジメント、景観行政と横の流れがずっとできるような形になります。

これについて、冒頭に申し上げた通り、都市計画の権限のところ、ここについては、やはり用途地域というのが、いわゆるまちづくりに関しての基本的な部分になるので、この部分以下のところについては右になりますけれども、この部分については基礎で担わせてもらうべきかなと思っています。ただ、都市再生特区、ベースの用途、容積に対してもっと緩和できるやつです。いろんな大きなプロジェクトで、うめきたとかいろんなところでやっていますけれども、そういうプロジェクトはすでに今、広域一元化の中で大阪都市計画局の方に事務委託をしているんですけど、そういうところについては引き続き広域のところ当然担われると思うんですけれども、少しそこはそれぞれ基礎がベースでやるところと、広域がやるところと役割分担しながらやっていったらどうかというところで、権限のところは少し分けさせていただいている次第になってございます。

一番左側の見直しの方向性のところの拠点／地域まちづくりのところなんですけれども、このエリアビジョンとか開発の調整のところ、ここについて、4拠点の新大阪、うめきた、夢洲、それから大阪城東部、ここはすでに大阪都市計画局でされていますし、あるいは新たな核になる大手前地区、こういうところが、エリアビジョンの作成から開発調整まで、これまで通り、あの広域で一致されたらどうかというふうに思っているところなんですけれども、いわゆる住民との対話がより必要になります中之島、御堂筋等上記以外と書かせていただいているんですけれども、この部分については、いわゆる都市再生緊急整備地域の指定、あるいはその手前のエリアビジョンの策定に関わるようなところは広域でやったらいいと思うんですけれども、少し地域性、企業との対話が大事になりますので、その部分は開発調整を基礎の方で担わせてもらいながら、後の権限のところにつなげていくと。ここは少し、広域側の体制も見ながら考えていくところかなと思いますけれども、ちょっと我々の考え方としては、そういう考え方で今一旦整理させていただいたという次第になっています。ち

よっと長くなりましたけど私の説明は以上です。

(杉江会長)

説明ありがとうございます。そうしたら資料２－２の方でご説明お願いいたします。

(日田大阪府・大阪市大阪都市計画局長)

大阪都市計画局長日田でございます、着座にて失礼いたします。資料２－２をご覧ください。

１ページでございます。今、山田局長からもご説明ありましたが、まちづくりのサイクルとして、左から右に流れていくというところです。都市計画があつて、先ほどあったビジョンというところが、広域的なビジョンとエリアのビジョンがある。それに基づいて、ここからは法に基づいて都市計画の手続きに入ります。用途、商業をするのか、工業をするのか、住宅をするのか、用途を決めると。それに伴う細かな地区計画を定め、開発許可、最終的にはどんな建物を建てるんだというところが建築確認になるというところでございます。

先ほど都市再生緊急整備地域というお話がありました。次の２ページをご覧ください。

都市再生緊急整備地域では、我々としては広域で担うべきだというふうに思っています。これは何かと言いますと、首都東京や世界大都市と大阪がスピードを持って、投資を呼び込むというためには、このエリアでスピード感を持って取り組むべきであると。そのまちづくりを進めるためには、どのような体制を持って進めるべきであるのかなという観点で説明をさせていただきます。

２ページの都市再生緊急整備地域、３ページをご覧くださいますと、大阪市内の箇所図が載っております。６か所ありまして、都市再生緊急整備地域には、通常の緊急整備地域と特定という２種類があります。全国で都市再生緊急整備地域が５２地区ありまして、その中でさらに一段上の特定というところが全国で１５か所あります。大阪市内は６か所があつて、うち２か所、大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域、大阪コスモスクエア駅周辺地域が特定というエリアになっています。我々としては、この都市再生緊急整備地域のエリアについては、広域が担う必要があると考えています。

２ページの２番目、真ん中以降を見てください。５つの理由、まず、都市構造としてインフラも一体的にやるべきだと、新幹線、なにわ筋線、空港や諸々ありまして、その辺のインフラと一体的にすべきであろうと。二番目として、民間投資を呼び込むためには、先ほどの都市計画から建築確認まで、一連の手続きにつきましては一気通貫で、手続きの遅れをなく最大限その損失の遅れをなくやるべきだというところ。

あと３つ目としましては、いろんな国内外のデベロッパーや国などいろいろな対話をしていく必要がありますので、この辺の高度人材を一元管理するべきだというところです。

４つ目としましては、今、うめきたとか夢洲とか、我々大阪都市計画局でやらせていただいておりますが主要な拠点、中之島、御堂筋、難波につきましても、やっぱり一体で連

携して取り組んでいくため、国際競争力を高めるためには、一括して一元でやっていくべきだということ、この辺のエリアにつきましても一元的にやっていきたい。

最後5番目といたしましては、広域でやることによって、これまで淀川左岸線やなにわ筋線、広域インフラにつきましては、急速に頑張ってきたのかなと思っています。今後、大阪市内の都市再生緊急整備地域につきましては、大阪府内のみならず関西一円の経済成長をけん引するためには必要であると考えておるところでございます。

その考えに基づいて4ページをご覧ください。上の方でございます。

案と書いていますが、都市再生緊急整備地域内4拠点、4拠点外両方につきまして、エリアビジョンから右側の建築確認、建築基準法の関係まで一連で広域で担うべきであると思っております。その都市再生緊急整備地域以外につきまして、地域のまちづくり、これはニア・イズ・ベターというところで、住民の身近なまちづくりは地元でやってもらうというのが基本かなというところで、これは今の法の建て付けの中でやっていただいたらどうかかなと思っているところでございます。

5ページをご覧ください。5ページにつきましては、都市基盤とかエリアマネジメントとか景観行政になっています。大きな全体の考え方等につきましては、広域で一元管理をし、その考え方に基づいて地元調整なりをやってもらう部分は、特別区、基礎で役割分担をしながら取り組んでいくべきであろうと思っています。私の方からは説明は以上でございます。

(杉江会長)

ありがとうございます。続いて資料2-3、ご説明をお願いいたします。

(山向大阪市建設局長)

大阪市建設局長山向でございます。資料2-3をご覧ください。

前回、たけち委員の方からお配りいただいている資料をベースに整理させていただいておりますが、右下1ページが道路の広域と基礎の仕分けということになってございます。前回の協定書におきましても大きな幹線ネットワークを担うようなものでありますとか、そういうものは大阪市の管理している道路から広域の管理道路に変えるということで、この1ページの表でいきますと、真ん中、中段、前回の協定書でもそういう整理をしております、202km、それ以外の生活道路、地域交通網は基礎で管理するということになっておりまして、今回、新たな観点としまして、一番上の行になりますけども、これは副首都としての機能を担う上で、東京都のベースで考えますと、東京都の方でいきますと、特例都道という制度がございます。

これは道路法に基づきまして、東京都が特別に管理するというので、資料の最後に参考資料5ページにお付けしておりますけれども、道路法の89条におきまして、そういう特例というのが認められてございます。都市の骨格となるような道路につきましては、東京都の

都の方で一体的に管理するという事で、例えば都庁の周辺の道路なんかは、比較的この特例都道で、新宿区の範囲で収まっているんですが、特例都道で管理しているというふうな道路もございます。

で、我々そういう観点が副首都の機能を担う上では必要ではないかということで、1ページに戻らせていただいて、そういう観点をちょっと加えさせていただいたということでございます。右の備考欄に書いておりますけども、東京都の例に倣うと約200kmということでございますが、ここのどこの道路を特例都道として扱うかというのは、本当の道路の種別・機能によりまして、今後整理が必要なところかなと思っておりますので、今はあくまで参考ということでご覧いただければと思います。

2ページに移っていただきまして、連続立体交差事業は先ほど協議済みとしていただいたところでございます。屋外広告物に関する事務につきましては、東京都の例でいきますと広域ということになるんですが、我々の考え方では、一番右の備考欄をご覧いただきたいんですが、やはり個別に、エリアごとに景観にどういう特色を持たせるかというのは、ある程度基礎の方で、ガイドラインを作ってやっていくということも想定されますので、ここにつきましては景観等の報告に関するガイドライン等の、そういう作成につきましては基礎の方でいただくのがベターではないかと。それに基づく指導・許認可というのは、これも道路管理権限に基づいて道路管理者が行っていくという案とさせていただきます。以上が道路に関してでございますが、以降は河川でございます、これは一級河川につきましては、もう広域という考え方でいっておりますけども、下から三段目、賑わいなどの表面管理事務でございます。

こちらにつきましては、東京都の整理では広域となっておりますけども、前回の特別区設置協定書におきまして、これは例えば道頓堀川とか、一級河川、東横堀川なんかでは、周辺のまちづくりと一体となって河川のにぎわい空間形成というのは進んでおりますので、こういった例えば河川で行うイベントの許認可であるとか、そういうものにつきましては、基礎の方で主体的にやっていただくということがまちづくりに資するのではないかとということで、基礎という整理をさせていただいたものです。その下の準用河川、普通河川は基礎の管理とさせていただきます。

最後の公園につきましてはですけども、前回の協定書におきましては、例えば災害時における広報活動の支援拠点になるようなところですね。5公園でございますけども、鶴見緑地、大阪城、難波宮跡、長居、天王寺っていうのは広域の方に移すということで、今回も同じような考え方に沿っておるんですけども、一番右の欄で備考欄に書かせていただいておりますが、具体的に言いますと、うめきた公園と、夢洲記念公園、こちらの公園につきましては、東京都のベースで考えますとこれ規模的には比較的小さいですので、基礎の管理ということになるんですが、やはりまちづくりと一体となって、ここは拠点を形成していく公園という機能が担われますので、こちらについては5公園プラス、うめきた公園と夢洲記念公園に

については広域の方で管理する方がいいのではないかという形で整理をさせていただいたものでございます。説明は以上でございます。

(杉江会長)

ありがとうございます。そうしたら、資料２－４のご説明をお願いいたします。

(尾植大阪市都市整備局長)

大阪市都市整備局長の尾植と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私からは資料２－４の土地区画整理事業についてご説明を申し上げます。

大阪市域におきまして、区画整理事業を施工している地区の状況を図でお示ししてございますけれども、上段に凡例がございます。星、四角、丸、三角と４種類ありますけれども、このうち左端の、大阪市による公共団体施行の区画整理事業、星印で表しておりますけれども、このうち現在も施行中なのは黒塗りの星２地区、図面でいうところの淀川区にございます三国東地区、それと東淀川区にございます淡路駅周辺地区、この２地区で現在事業を施行中でございます。

これらとは別に柔軟な制度運用により小規模で短期的に実施可能な事業を、大阪市独自の名称で「マメまちづくり」と名付けて推進をしているところでございますが、凡例を申しますと、四角、丸といったところになります。その他のものとしましては、三角でお示しております、北区にございますURの都市再生機構施行によるうめきた２期地区のエリアなどがございます。

このように、2001年以降25年間の内容をご説明しましたけれども、事業の規模や実施の時期、これらは異なるわけではありますけれども、大阪市内で広く土地区画整理事業が実施されている状況にございます。下段の表は、以上の状況を４区ごとに整理をしたものでございます。次に、事務についてご説明いたします。

資料にはございませんが、区画整理事業の事務は大きく分けて二つあるということで、一点目が事業の実施でございます。

公共が施行する事業は、法上も広域、基礎のどちらでも実施が可能なのですが、ただ事業の特性といたしまして、土地をお持ちの方々の、土地の権利を入れ替えるといったことで地元の方との密接なやりとり、またそれによる地域コミュニティを維持しながら良好な市街地環境を整備すると。こういう事業でございますので、先ほどご説明しました施行中の三国東、淡路駅周辺地区ともに地域密着型の事業であると考えてございます。また、マメまちづくりも現在は区役所の地域まちづくりビジョンの実現のためにということで取り組んでいる事例が多くございまして、より地域に密着した事業であると考えてございます。

事務の二点目ですけれども、民間施行の事業の認可というところは、このマメまちづくりにつきましては、法律上も現在中核市まで権限委譲が進んでいるという状況があるのと、さらに条例によりまして、中核市以外の市町村にも権限が委譲されているという状況にござ

います。私からは以上でございます。

(杉江会長)

ご説明ありがとうございました。では、ここまでの説明について出席されている部局の皆さんから意見とか補足説明などありましたらお願いいたします。はい、事務局お願いします。

(岡部大阪府事業調整室長)

大阪府事業調整室長の岡部と申します。

建設局からご説明ありました件につきまして、ご意見させていただきたいなと思っております。

まず、道路ですけども、道路につきましてはご説明ありましたように基本的には、この広域 202 k m、基礎 3,600 k m という仕分けにつきましては、基本的な考え方はその通りだなということで考えております。あと、加えまして、今、拠点まちづくりについてご議論なされているところでございますけれども、このまちづくりを広域でやるというようなことになりましたら、拠点内の骨格を形成する道路につきましては、一定広域で担うべきだといったところを考えているところでございます。

あと、今日ご提案がありました特例都道につきましては、先ほどご説明ありましたようにどういった道路の性質もあらうと思っておりますので、しっかりと、ここは建設局と議論が必要だといったところを考えております。

続きまして、このいただいた説明資料の順にお話しさせていただきますと、連続立体交差事業については、基本的な考え方は同じでございます。

続きまして、一級河川の表面管理なんですけども、基本的な考え方につきましては、同じ基礎でありますけれども、また繰り返しになりますけれどもご議論いただいていますまちづくりを広域でやるのであれば、広域的なにぎわい創出の観点も踏まえまして拠点内の河川管理は広域でやるものということを考えております。

続きまして、屋外広告物許可に関する事務でございますけれども、これも先ほど日田局長からお話がかった内容の繰り返しになりますけれども、まちづくりの重要な要素を担う景観につきましては、その拠点内はそのまちづくりを一元的に進めるためハードの整備・管理・許可までは一貫して広域が望ましいのではということを考えております。拠点外につきましては、全体方針は広域、管理・許認可は基礎といったところと考えているところでございます。

続きまして、公園でございます。まず、うめきた公園につきましては、既に一部開園していきまして、府域内外から多くの方が来園されているところでございます。一方で、夢洲記念公園につきましては、現在ご承知のとおり、レガシーの観点から具体的な内容について議論がなされている途中でございます。そういったところを踏まえまして、公園という観点でい

きますと、広域性、防災性といった観点から、この夢洲記念公園がどういう使われ方をするのか、どういう整理のされ方をするのかというのをちょっと見極めながら考えていく必要があると思ひまして、必要に応じて議論させていただきたいなということを考えております。私からは以上でございます。

(杉江会長)

ありがとうございます。部局の皆さん、何かほか補足説明等、大丈夫でしょうか。そうしたら、委員の皆さんから今ありましたこのまちづくり関係につきまして、ご意見とかご質問とかありましたらお願いいたします。紀田委員お願いします。

(紀田委員)

資料2-1の2ページと、資料2-2の4ページを見えています。随分と違う案になっていると思うんですね。これ局間でだいぶ議論が、方向性が違うように思うんですけども。

二重行政で苦しんできた大阪のまちづくりにおいて、制度的にどんな首長なり、どんな議会構成になったとしても大阪全体の発展を志向して大阪のまちづくりを進めていくと。その制度を作るっていうのがこの法定協議会なんですけど、どちらの案だとその方向に資するのかっていうふうにやっぱり議論していくっていうのがこの場だと思うんですね。

そこで聞きたいんですけども、大阪市計画調整局の提出資料において見直しの方向性のところで、ちょっと僕の見ていたやつと少し変化が見られているようなんですけど、地区計画や建築基準法関連の開発許可とかを特別区が担うと、4拠点、副首都を整備していく上で、あるいは、まずは大手前でいいですかね。大阪都になる、大阪市役所と大阪府が合体してできる大阪都の方の議論と、区役所が合体して強化される特別区の方の議論の方向性がずれた場合、首長なり議会なりの構成によって意見が異なった場合、副首都の整備っていうのは、これを分けたとしても頓挫しないという制度的な保障というのはあるんでしょうか。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(山田大阪市計画調整局長)

都市計画決定権限のところについてのご質問だなと思います。

例えば今回、地区計画は今でも都の特例にあっても、基本的には区に降りていると思ひます。ただ、地区計画の中の再開発促進地区で3haを超えるやつは、都の特例で都が持っているんですけど、それ以外のところは基本的には区が持っている形になるんで、今日の資料2-2の都市再生緊急整備地域内のところで、これ広域で地区計画まで全部やるって書いているんですけど、これ通常でいくと都に権限ないんで、区に下りてるやつを都にどうするかという議論がまずそこが必要になるのかなと思ひてます。

今ご質問のあったところの地区計画なりを我々が示させていただいた案で下ろした場合に、広域のところと調整どうするかというご質問ですけれども、東京都の場合でしたら、先ほどご議論がありました国際戦略総合特区、これ都の権限と区の権限をこうバラバラにすると、民間が求めるスケジュール感とかに合わないところもあるので、そういう場合については、今の国際戦略総合特区の中で東京圏の区域会議を作って、それは国も入ったような場です。その場できちっと調整しながら手続きを進めて迅速化にやっているという形でやっております。なので、例えばですけれどもそういう東京都の例なんかも参考にしながら、こう一括して議論するようなやり方を考えたらええんかなと思っていますところです。

(杉江会長)

紀田委員。

(紀田委員)

なるほど。かつて広域行政を会議で決めようとして、大阪会議って作って残念ながら華々しく空中分解したということなんですよ。

東京都のうまくいっている例というのは大変参考になると思うんですけども、同じぐらいのパワーの二つの役所がずっと併存してきたこの大阪においては、また過去に戻ってしまうことも十分警戒しながら制度というのは作らないといけないんじゃないかなと思うんです。そこで大阪都市計画局に聞きたいんですけど、この広域で一气通貫で、これを見ると綺麗にブルーでなっているんですけども、こうしたところ、この案を提案されたっていうのはどのあたりに狙いがあるのかっていうのは先ほど説明があった通りだと思うんですけど、両者が入った会議体を作って話し合えばいいんじゃないのかという点についてはどのように評価されているのでしょうか。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(日田大阪府・大阪市大阪都市計画局長)

大阪都市計画局長日田でございます。

先ほどの説明で冒頭申し上げさせていただいた通り、都市再生緊急整備地域というエリアは、地域のみならず国家戦略としてやっていくべきだということで、やはり民間投資を呼び込むというスピード感というのは大事なのかなというところです。いろんな手続き等、意思決定もあります。その中で一元で一气通貫でやることによって、スピード感を持って、東京に勝つ、世界に勝っていく都市に目指せるのかなというふうに思っているところでございます。以上です。

(杉江会長)

紀田委員。

(紀田委員)

随分と意見は違っているわけです。この違う意見をこの法定協議会で成案一つにしないといけませんので、今がまさにその議論だと思うんです。

拠点、副首都を作るところ、それから本当に大阪全体どころか、関西一円からも人が集まってくるような、関西経済にとっても重要な地域である、この4拠点と、それ以外のところ、あるいはさらにその外側、都市再生緊急整備地域の外側で議論を分けるという点については、やっぱり重要なメルクマールと思うんです。

一応、同地域外で例が1個上がっていますが、大阪全体あるいはまち全体の成長に関わらないところについては、やはりニア・イズ・ベターの考えというのが最優先されて然るべきだと思うんです。ただ、今の大阪府と大阪市で、広域行政を一体化してやっていますけれども、この一体化の前提が結構脆くて、それを制度的に補完しようと言っているときに、また会議で議論すればいいんじゃないのかっていう点については、その会議で結論が出なかった場合どうなるんだっていうところを考えると、少なくとも大阪全体の成長にとって重要な地域については、どちらかの役所が担う方がいいと思うんです。

その意味では、15年ほど前までは大阪市が担っていて、ただ大阪市の外側についてはもちろん大阪府も関わっていたんですけども、市内については大阪市が一貫して担っていたと理解するんですけども、それがかえって分かれることになると、スピード感は間違いなく損なわれると思いますし、良いことっていうのはニア・イズ・ベターが実現したという点なんですけど、地域に住んでいる方にとって重要だという点よりも、そこに通ってくる方も含めて、より広い範囲、大阪のまち全体にとって重要だということを考えると、大阪都市計画局の案のように、広域自治体が担う方が良いのではないかなと私には思いましたが、他の委員の皆様、いかがですか。

(杉江会長)

ほかご意見、ご質問、東委員お願いします。

(東委員)

ずいぶん違うということは実は思っていない。一気通貫を基本的な路線として、例えば資料2-2、大阪都市計画局の方でご提出されていますけれども、例えば先ほど局長がおっしゃった、要するに今の大阪都市計画局機能を拡大して、その方が民間の投資を呼び込んでいたり、事業者との対話も一定スピード感が必要だということなんですけど、それどれぐらい今はやっぱり遅いんですかね。今の大阪都市計画局のやり方は遅いんですか。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(日田大阪府・大阪市大阪都市計画局長)

大阪都市計画局日田でございます。今は大阪市計画調整局と一元化ということで、事務委託等も踏まえまして4拠点につきましてやらせていただいています。

私が申し上げたいのは、4拠点以外にも都市再生緊急整備地域は他にもありますので、その辺につきましても、今後の副首都という機能でどういう機能を入れていくかにもよると思うんですけど、そのエリアにつきましては、我々として一元的にやっていった方が、民間の方から見ても窓口が一つというので分かりやすいというところもあって、手続き的には進むのかなと思っているところでございます。

(杉江会長)

東委員

(東委員)

そこで先ほど、府市ともに、その沿道の事業者、関係者、いわゆるそういうことの協議のスピードと、あと丁寧さ。これ丁寧さを欠くと、結局計画がかえって頓挫していくこともあるわけですから、おそらくそのニュアンスの違いなのかなと実は感じています。で、もう少しいわゆる丁寧さとスピード感を両立させるようになってというのが、それをまさにこう今やっているのが大阪都市計画局やと私は思っていますから、それを今度、変な話ですけど、たればの話でね、非常にレアなケースのことを、例えば首長が変わってどうこうとか、これはもう全国どこを調べてもあるわけですから、そういう話ではなくて、今積み上げてきたやつをいかに今よりも機動的にスピードアップしながら、且つその丁寧さも担保しながら、ここをやっぱり府市で、その形がどうあるべきかというところをやっぱりその実務の積み上げも含めてね、ここは実現してほしいなというふうに思います。

ですから、今一旦出てきている、その理念と言いましたら変な言い方ですけど、両極端に触れたところから、必ずこれやりくりの中でベストとは言いません、よりベターな形の出し入れをね、もうちょっと考えていただけたらなと実は思うんですけど、それは今のその大阪都市計画局ではそういう作業は難しいですか。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(日田大阪府・大阪市大阪都市計画局長)

大阪都市計画局日田でございます。今、成長のためのまちづくりのためにはどういう体制

すべきかというところは、お示しさせてもらっていきまして、それをどう次は運用というか実態を進めていくかというのはね、また人や財源なりいろんなものもあると思うんですけど、次その段階の議論は必要になるのかなというふうに思っていて、まずは今、考え方としてお示しさせていただいております。

(杉江会長)

東委員をお願いします。

(東委員)

まさにおっしゃる通りで、要するにまず絵を描いて、それを実際に実現させる組織とはどうあるべきなのかと、この話になってくると思います。相当これ、今の大阪都市計画局の案でいきましたら、今、市の都市計画に携わっている職員さんを相当必要とする案、それをどのように実現していくのか。

これ決して強制できるものではないので、そこの人材がまず例えばスタートから枯渇してきた時に、本当に大阪府広域としてどんな舵取りをするのか、また今はこの法定協議会で、当然市域のお話をしていますけれども、その市域を外れて、いわゆるその副首都としてふさわしい、これはもう北の能勢から南は岬町まで、こういったところで、いわゆる体力が落ちてきている自治体、市町を抱えているところを、今までの調整機能をより発揮するために、組織がどうあるべきなのかということも含めた広域行政だというふうに思っていますから、やっぱりその後の組織の作り方、動かし方、これやっぱりもうちょっと現実的に、理念だけでこうしますって旗振っても、職員さんがそこで動いていただける職員さんがもう不足していればできないと思うんですね。ちょっとその議論の中でいきますと、最初、大阪都市計画局が出してきたこの案で、いろいろ仕分けをしたとしても、その後の組織の動かすそのマネジメントも含めた時に、やっぱりちょっといろいろと変更もあるんじゃないかなと正直思うんです。そこはもうどうなんですかね、変更はないんですかね、できるんですかね。

(杉江会長)

事務局をお願いします。

(事務局：西島副首都推進局長)

副首都推進局長西島でございます。この協議会の中で、今回大阪府と大阪市を再編して、新しい広域自治体と基礎自治体を作っていくというご協議をいただいております。そういう意味で、大阪府と大阪市で今やっている事務を、そういう広域と、まさに今日の議題ですけども、広域と基礎ということで、まず事務分担として分けましょうというご議論を今、今日いただいているというふうに認識してございます。その事務に人なり、お金なりが張り付

いているというか、連携していますので、それに応じて、今必要な人なり財源がくつついていくということになっていますので、そこが現実的にどうかっていうところは、例えば特別区4つに分けることで人数が増えるっていうのは当然ありますし、ただ、例えば一つの事務事業の中で、それを今大阪市域でやられている業務っていう量が変わらないとすると、それを広域でやるのか、基礎でやるのかっていう、今、線引きを事務分担としてしていただいているということですので、まずはその議論を制度としてしっかりやっていただいた上で、今実際に業務に人従事していますので、それが今は基礎ですけど、広域としてやっていただくとか、そういう議論を次の段階でやっていただければというふうに思っています。

(杉江会長)

藤田委員、お願いします。

(藤田委員)

ちょっと私からもいくつか確認をさせていただきたいと思います。エリアビジョンから地区計画まで一気通貫でまちづくりをしていった方が良いというのは、先日、各局ヒアリングをさせていただきました結果、大阪都市計画局の方も大阪市計画調整局の方も同じ意見だったかなというふうに認識をしています。

そういう中で、大阪都市計画局の方、資料2-2の方の4ページの方が分かりやすいかなと思うんですけども、この①の「都市再生緊急整備地域」って書いているところは広域で一気通貫しますよと。その下のところ、「同地域外」というところで、いくつか確認したいことの中のまず一つ目なんですけれども、この「同地域外」のところは黄色で一気通貫してもいいんじゃないのかなっていう気はしなくはないんですけども、この表を読む限りの認識では用途地域っていうのは、地域の大きさとか、拠点によってどちらかに権限を分けることが難しいという認識でいいのかなと思っています。下の方の案でも用途地域の方は黄色で縦に塗りつぶされておりますので、元々の話ですと東京都の特区制度の中では地域に下ろすことができないというふうに国から答申が出ているということだったかなというふうに記憶していますので、ここをまずお答えいただけますでしょうか。この上2行と下1行で用途地域の権限を分けることは可能なかどうか、いかがでしょうか。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(日田大阪府・大阪市大阪都市計画局長)

大阪都市計画局日田でございます。今、委員おっしゃったとおり、用途地域につきましては、法的にも東京都のルールといきましても、用途は全て都というか広域でという建て付けになっていますので、そのまま今表現させていただいております。

(杉江会長)

藤田委員。

(藤田委員)

これ大阪オリジナルとして、「同地域外」と「都市整備緊急地域内」で権限を分けるということは可能なかどうかというのはお答え、今わかりますか。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(日田大阪府・大阪市大阪都市計画局長)

大阪都市計画局日田でございます。法的な建て付けはもうこうなっています。今現状ではこうだということで私どもは認識しております。

(山田大阪市計画調整局長)

我々の方も用途地域については事務委託ができないかなという案を示させていただいているんです。

以前のときも国の方から、いわゆる事務処理特例にやることはなじまないという見解は出ていたと思うんですけども、今回、広域一元化の条例をやったときに、いわゆる政令市の都市計画を事務委託で大阪府の方に委託しているという事例がその後出ました。それも踏まえて、局として事務委託って基本的な自治法上の制限はないのじゃないかなと、当時の議論を踏まえると。

ただ、いずれにしても、具体的にどうするかをきちっと府市の案として決まった段階で、総務省なり国交省と協議して確認する必要があるんじゃないかなということを前提において、少し事務委託、我々の資料では2-1になりますけど一番下のところで国への確認が必要という形で書かせていただいているんで、少し前回2回のときからは、今回事務委託を広域一元化でやったんで、それを踏まえた議論をちょっとやられへんかなということで、私はそう思っています。

(杉江会長)

藤田委員。

(藤田委員)

はい、ありがとうございました。そしたら、次の論点を確認したいんですけども、この上2行と下1行の境目の線ですね。大阪都市計画局の資料では、市岡商業跡地ほかとなってい

まして、大阪市計画調整局の方の資料では神崎川周辺、矢田南部ほか、となっているんですけども、この上の線ってめちゃくちゃ大事だなとは思ってまして、今までの議論を踏まえまして、やっぱりこの新大阪、うめきた、大手前とか、そういうところっていうのは、やっぱり広域の成長を見据えた開発っていうのは非常にスピード感を持ってやるべきだろうというふうに思っています。

一方で、表現がいろいろ分かれているので、何がいいかなと思うんですけども、例えばですけど少子化の中で小学校が1校廃校になりますということで、その廃校跡地をどうするかみたいな問題については、これは東委員も指摘したように、廃校にあたっても地域の方にいろいろご納得いただく必要とかもありますので、その跡地利用についても地域の声を丁寧に反映していく必要があるんだろうなと思っておりまして、ここのところは例えばですけど、小学校1校の廃校とか、そういう小さな単位では特別区がまちづくりを担った方がスムーズにいくんだろうなというふうに私も実感として思っておりまして、その制度の範囲が東京都でいう3ha以上以下みたいな線引きなのかなと見ていたんですけども、この上2行と下1行の線引き、この黒い線はどこで引かれるのかっていうのは大阪都市計画局と大阪市計画調整局の方で認識は一致しているのでしょうか。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(日田大阪府・大阪市大阪都市計画局長)

大阪都市計画局日田でございます。今委員おっしゃったのは、私どもの2-2の資料の4ページの「都市再生緊急整備地域」とその下の「同地域外」のその線のことですか。我々としたしましては、今その資料の3ページに付けさせていただいています都市再生緊急整備地域のこの図1でありますよね。この地域の中につきましては、広域ということを考えております。あと今後、都市再生緊急整備地域につきましては今後ですけども、新たな追加等もありますので、その辺はそういう関連も踏まえてというところで今思っています。

(杉江会長)

お願いします。

(山田大阪市計画調整局長)

そこも都市再生緊急整備地域内と外の線引きのところですけども、都市再生緊急整備地域指定しようと思いますと、一定のやっぱり塊のところで、人口の集積とかそれなりのエリアとしてまとまったエリアでないと、なかなか都市再生緊急整備地域の指定を国はしてくれません。なので、あの下に上げているところ、もう少し広がった時は、可能性ゼロではないと思いますけれども、今あの都心中心にしたところがやっぱりその都市再生緊急整備地

域の人口の集積としてはふさわしいところなので、これまでも指定してきたところなんです。一旦こういう形では線を引いておきますけれども、一定の塊、人口集積、企業の動向があるようなところが仮に出てきたとしたら、その可能性はゼロではないと思うんですけど、一旦ここはそういう形で線を引かせてもらっていると私はその認識しております。

(杉江会長)

藤田委員。

(藤田委員)

そうしたら、都市再生緊急整備地域かどうかというところで線を引いているという認識は同じということでもいいんですね。分かりました、ありがとうございます。

一番大事なところを次ちょっとお伺いしたいんですけれども、やっぱり紀田委員からもありましたように、特別区設置の議論は何かといいますと、特別区設置に反対されている会派の議員の方を中心に、今うまくいっているんだからいいだろうみたいな議論が展開されている中で、調整事でうまくいっているというのは、まさに今、吉村知事、横山市長の連携の中でできているというふうに私たちも認識していますので、仮にその首長が、特別区長と知事の政策というのは公約、特にこの中之島なんかじゃ非常にデリケートなところかなというふうに思うんですけれども、4拠点にも入ってないけれども、緊急再生地域に入っていて、今、大阪市では中之島クロスとか新美術館とか、やっぱり国際競争力っていうところに関わる場所も大きく入っているようなエリアですね。ここについて広域の知事がこういうふうに展開をしていきたいという公約を掲げて当選すると。特別区の区長もこの地域はこういうふうにしたいというビジョンを掲げて当選となった場合に、調整がなかなか難しいんじゃないのかなと思ってまして、こういうところの権限を分けるっていうのは、結局特別区設置の議論を根底から覆してしまうんじゃないかなというふうに思うんですけれども、調整事というか、もちろん話し合って解決したらいいじゃないかっていうのは聞こえはいいんですけれども、お互いやっぱり政治家として公約稼げて当選した以上引けない部分もありますので、そういう政策的なポリシーがぶつかって調整がつかない場合っていうのは、この用途地域とエリアビジョンと用途地域指定とかの権限が分かれていた場合は、どういう調整になるのか大阪市計画調整局にお伺いしたいです。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(山田大阪市計画調整局長)

まず例えば中之島を例にとりますと、中之島ではすでに都市再生緊急整備地域に指定されています。冒頭、説明の中でお話させていただいたんですけど、都市再生緊急整備地域の

中で地域整備方針があり、どういうまちづくりをするのか、またどういう機能を持ってくるのか、公共施設、何を整備するのか、具体的に書いております。なので、基本的にはそれに沿った形で民間のプロジェクトを組成していく形になるので、すでに緊急整備地域に指定されたところについて、途中で何か揉め事が出てどうなるかというよりも、指定を前提とした形の進め方になるのかなというふうに思っているところなんです。

権限のところなんですけれども、これも冒頭に説明させていただいたんですけど、用途地域指定は地域のまちづくりにとっても基本になるようなベースの権限です。それは今、都市計画法で言うと、一般市に全部降りているようなところで、都の特例になると都がやるんですけども、基本的にはそこの地域に近いところがやるような権限と思っているので、まずそこをベースに考えるべきだなというふうに思っているところです。ただおっしゃっているように、その都の権限と、区の権限が分かれた時にどうするかなんですけど、ここが繰り返になってしまうんですけれども、東京都がいわゆる国家戦略特区で区域会議を作って、そこで迅速化、あるいは一元化してやっているの、委員がおっしゃっている対話になってしまいうところもあるかもしれないんですけど、そこは内閣、国が入ったような形の会議体なので、二者の会議ではなく国が入ったような会議体なので、そこで調整する形なのかなと思っています。

(杉江会長)

藤田委員。

(藤田委員)

はい、ありがとうございます。非常にわかりやすい回答だったかなというふうに思っております。おっしゃるように、普通はそうだと思うんです。ビジョンがあって、エリアの調整が進んでいるので、わざわざそれに逆らうような公約を立てて戦う特別区長が出てくるということは想定しづらいというのは、おっしゃることも分かるんですけども、過去、大阪の府市の対立を見ると、そういうことは起こらないだろうみたいな判断もなかなか難しいのかなというふうに受け止めにさせていただきました。

一方で、話が戻るんですけど、同地域外のところの用途地域、この点については、例えばですけど、その地域の細かいまちづくりのところに、広域の視点から知事がいやそれは違うだろうみたいな発言をするっていうことは、逆にあんまり想定できないのかなと。これも想定になってしまうんですけども、あんまりイメージがつかないなと思うんですけども、やっぱりその地域の顔になるような部分について、特別区長も政治家ですから、ああしたい、こうしたいという想いが出てくるっていうのは私は結構想像がつくなというふうに思ったので、受け止めだけをお返しさせていただきたいなというふうに思います。以上です。

(杉江会長)

ほか、いかがでしょうか。東委員。

(東委員)

行政の立場の人が政治のそこは口出しにくいですから、政治的なリスクでいくと、都知事も何でも止める都知事になるかもしれませんし、言い出したきりありませんから。やっぱり丁寧さとスピードをどう両立させるかというところを、きちっといい形で判断してもらいたい。これだけお願いします。

(杉江会長)

河崎委員。

(河崎委員)

ちょっと細かい用語の確認になるんですけど、一つ目が、大阪都市計画局の資料２－２、「都市再生緊急整備地域」っていう用語が出てくるんですけど、下の括弧書きの①のところに、都市再生緊急整備地域「等」がつくんですね。大阪市計画調整局の資料２－１の２ページの左側にも「等」が入っているんですけど、「等」っていうのはどういう意味なのか、これは大阪都市計画局と大阪市計画調整局とで、「等」の中身が違うのかどうかっていうのを確認させてください。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(日田大阪府・大阪市大阪都市計画局長)

大阪都市計画局日田でございます。資料の２－２の４ページで都市再生緊急整備４拠点で夢洲と書いていますけども、夢洲は都市再生緊急整備地域にまだなっていないんですけど、今４拠点としていますというところで、先ほど５ページの図、３ページの図面でも言いましたが、今後新たに指定されるところも考えられるということで、「等」というのは大阪市計画調整局とも認識は合っています。

(河崎委員)

要は一緒に、将来的に含まれるところを入れているという意味ですね。わかりました。

もう一点なんですけど、大阪市計画調整局に聞きたいんですが、資料２－１の２ページのまさに用途地域なんですけども、昨日ヒアリングしたときになかった用途地域の広域っていう枠が生まれていまして、米印(※)で都市再生特別地区等って書いていますけど、ここは広域でやりますっていう、昨日の段階ではなかったような気がするんですけど、なんでこうなっていますかね。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(山田大阪市計画調整局長)

すみません、昨日説明の中で、基礎でベーシックにある部分と、都市再生特別地区という制度を使って、大きな規制緩和をするとところと、二つあるのを説明させていただきました。そこを分かりやすくしたかったのが、昨日用途地域で止めていたんですけど、これに「等」を入れさせていただきました。

その上で、都市再生特別地区は、今すでに大阪都市計画局の方に事務委託して、大阪府の権限でやっていただいているので、都になっても都の権限になります。なので、その部分は広域で都市再生特別地区という形で書かせていただきました。昨日の説明を補足する意味で資料変えさせていただいています。

(杉江会長)

河崎委員。

(河崎委員)

はい。ここは今日結論出す話じゃなくて、党内会派でまた議論進めていくとこなんですけども、この案というのは、要は大阪市計画調整局の前の案ということでいいんですか。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(日田大阪府・大阪市大阪都市計画局長)

昨日、大阪市計画調整局に説明させてもらった案と同じと考えております。

(河崎委員)

要は大阪都市計画局の案と大阪市計画調整局の案というのが二つ、この資料2-2の4ページですね。下の案が若干違うけど、これをベースに議論していけばいいのかなということで、土台というのを整理したいなという趣旨で質問させていただきました。また細かいことは個別に聞かせてもらいます。

(杉江会長)

ほか、何か、置田委員。

(置田委員)

昨日の勉強会でも発言させてもらったんですけども、東委員おっしゃる通りだと私も思っていて、問題意識としては、まちづくり都市計画について、行政一体的に調整コストも増えずに迅速にスピードを持って進めていくというその要請と、一方で、ニア・イズ・ベターという観点で、住民の声も聞きながら地域のニーズも聞きながら、進めていくべきというニア・イズ・ベターの要請と、これをどう折り合いつけるかというところがまさにこの議論だと思っているんですよね。やっぱり基本的には今の制度の建て付けでいうと、東京 23 区もそうですし大阪市もそうですけど、やっぱり人口が高度に集積するエリアの都市計画権限については、現行法令上、ニア・イズ・ベターの要請よりも行政の一体性を優先しようという考え方のもとで成り立っている制度だと思っています。用途地域がまさにそういうことで、いわゆるニア・イズ・ベターの観点での権限の仕分けだと思うんですけど、東京 23 区については用途地域についてすら都が権限を持つというところですので、やはりニア・イズ・ベターの要請よりも、一体的な行政運営というところをより重視しているという理解だと思っています。

それで言うと、都市再生緊急整備地域については、まさに都心部の中のさらに都心部であって、行政の一体性のもとで、まさに大阪都市計画局が書いていただいたとおりで、多分二つの都市計画の権限主体が現れると、そこの首長が反対っていう明確な事態までいかなくとも、当然調整コストがかかってきて、迅速な一体的な行政運営というところに支障が出てきて、機会損失が生じてくるというところが明らかでして、都市再生緊急整備地域については、より一層、ニア・イズ・ベターの観点よりも行政の一体的な運営の要請というのが、はるかに優先されるべきだと考えますので、私としては大阪都市計画局の考えが妥当なのではないかと思っています。

その上でお尋ねしたいのは、先ほど冒頭で大阪市計画調整局長からあった話、私も気になっていて、大阪市計画調整局の資料 2-1、2 ページの図で、7 月 31 日の事務局案というのは、現行の東京都特別区の事務分担という理解だと思うんですけど、それでいくと、用途地域は広域ですけど、地区計画は特別区に下ろされている話もあったかと思います。

確認したいのは、東京都は地区計画を法令上は都なんだけど、何か事務処理特例等を使って特別区に下ろしているという話なのか、法令上も地区計画等については特別区という話なのか確認したくて。大阪都市計画局の資料 2-2 でいくと、まちづくりのビジョンとか都市計画決定権限含めて、特に都市再生緊急整備地域については広域が全て権限を持つという資料になっているわけですけど、地区計画については、冒頭で大阪市計画調整局長がおっしゃったように、地区計画については東京 23 区と齟齬が生じているところはどういうふうクリアされるのかを確認したいと思います。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(山田大阪市計画調整局長)

都市計画法の特例で都市計画の権限が決められているんですけども、基本的な地区計画って一般型と言って制限かけるものと、再開発促進地区と言って、基盤整備を前提で容積緩和するものと２種類あります。東京都の特例の中を見ますと、いわゆる制限かけるものは基本的に全部区に下りています。ただ、再開発促進地区を定めるもので３haを超えるような規模感のものについては都がやるという形になってます。ですので、基本的に地区計画の種類と規模によって都が持っているのか、区に下りているのか、法の中で決められている形になります。

(杉江会長)

置田委員。

(置田委員)

法令上決められているという話で、特別区が法令上持っている地区計画の権限があることを前提にすると、広域にそれを持っていこうとすると、何らか事務委託するのか、どうするのかの話もあると思うんですけど、そこはどういうふうな手法を使ってというところがあるのか、ないのか、その辺を教えていただけたらと思います。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(日田大阪府・大阪市大阪都市計画局長)

資料２－２の４ページを見ていただきますと、今委員おっしゃったとおり、地区計画等の欄で都市再生緊急整備地域以外、同地域外のところは広域の３ha超と特別区の３ha以下で分かれているところです。今法令に基づいて制度で、上の方の都市再生緊急整備地域についても一緒になっています。そこに上に網全部かけて一連でと思っていますので、山田局長もおっしゃったように、再開発と一般では違うので、その辺の手続きのやり方はまた考えていく必要があると思います。

(杉江会長)

置田委員。

(置田委員)

そうすると、大阪都市計画局の案でも、地区計画については法令の定めに従って広域が担うところと特別区も担うところもあるという理解でいいんですか。都市再生緊急整備地域

内の話についても一緒という。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(日田大阪府・大阪市大阪都市計画局長)

大阪都市計画局日田でございます。委員おっしゃるとおりでございます。

(杉江会長)

置田委員。

(置田委員)

それでいくと、冒頭申し上げた行政の一体性の話とニア・イズ・ベターのところって、大阪都市計画局の案であっても、一定、地区計画のところについて、特別区でも権限持つという話なので、そこの折り合いってというのはある意味ついているのかなという気もしたので、それでいいんじゃないかなと思います。

事務局に確認ですけど、大阪都市計画局の資料２－２の地区計画を確認させてもらっているんですけど、都市再生緊急整備地域外のところは、３ｈａ超は広域で、３ｈａ以下のところは特別区となっているのを、都市再生緊急整備地域内の地区計画は、この図だけ見るとすべて広域となっているんですけども、特別区も一定３ｈａ以下については権限を持っているという理解でよろしいでしょうか。

(杉江会長))

事務局お願いします。

(山田大阪市計画調整局長)

先ほど申し上げましたように、地区計画は再開発促進地区型と制限型と二つあって、再開発促進地区の容積を緩和について３ｈａ以上は都が権限を持っていて、３ｈａ以下は区が権限を持っています。ただ、制限型は基本的に区ができるんです。

ところが、大阪都市計画局の都市再生緊急整備地域内で一般型もやろうとすると区の権限になっていますので、それを都に上げられるような形で例えば事務委託みたいな形をやらないと、この図で示されている広域にはならないと思っています。ただ、再開発型であれば３ｈａは法令の中で都の権限になっています。そこは下の地域概要は書いてあるんですけど、上は書いてなくて、表現をもう少し工夫した方がいいと思いますので、また両局で調整します。

(杉江会長)

置田委員。

(置田委員)

そこはだいたい制度の細かい話だと思いますし、資料をもう少し分かりやすくというか、工夫していただいて、我々にもよく分かるようにしていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

(杉江会長)

はい、ありがとうございます。

まちづくりの関係、いろいろ議論もしていただいています。吉村委員。

(吉村委員)

すみません、意見にもなると思うんですけども、やはり今回、50年後あるいは100年後を見据えたぐらいのビジョンで、いわゆる大阪府と市を合わせた広域、大阪都でやるべき成長戦略、まちづくりはどうあるべきか、そして住民に身近なサービスまちづくりがどうあるべきか、そういう視点で見るべきだと僕は思っています。

そうしてみたときに、例えば今のこの案でいくと、4拠点外で、中之島とか御堂筋とか天王寺、阿倍野など、京橋なんかも入っているんですが、難波もですね。これって僕は国際競争力を高めていく上でも、まちづくりという意味でも、広域でしっかりやっていくべきところなんじゃないのかなというのがすごく感じます。

例えば御堂筋一つとっても、御堂筋って単なる地域道路ではなくて、区分けでみても、北区の区長が決めるべき話なのか。ストリートが北区と中央区とまたがっています。そしてストリートは、うめきたのこの4区、上本町と、そして難波までつながっている。それがあある意味一つの一体的な成長戦略に資するようなエリアでもある。これが御堂筋だと思うんですね。市長のときにちょっと携わりましたが、御堂筋を100年でフルモール化するというビジョンを出しましたが、あれは中央区長だったり北区長だけ決めるというような話ではないと思いますし、フルモール化するのであれば、全体の交通戦略の中でしていかなければならないねっていう議論もしました。

そして、御堂筋が世界の中で成長するストリートであるべきという視点を持つのであれば、やはり広域的な視点を持つ都知事が、都でやっていくべきじゃないかなというふうに思います。難波もそう思いますし、あとは京橋も大阪城東部地区と分かれているんですけど、今、横山市長と一緒にまちづくりしていますが、大阪城東部地区って大阪城の隣のところだけじゃなくて、これからの未来を考えたら、例えば京橋も含めて広がったまちづくり、つながってくるエリアじゃないかなっていうふうに思うんです。京橋のまちづくり、それから大阪城東部の公立大であったり、あの周辺、大手前もそうですね。そう考えると、ここはな

ぜ特別区、中央区長で判断をしていくということになるのか、ちょっと疑問だなというふうに思います。

中之島なんかも、今まちづくりをしている中で、中之島クロスなんかもありますけれども、このいろいろなまちづくりを、中之島の方をしていく上で、なにわ筋線が繋がってきますから、これも結局、うめきたとも繋がってくるエリアにもなりますし、今、ライフサイエンスで中之島のところについては、再生医療の、それを冠たる拠点にしていこうよということを今、府市でやっていますけど、これって中央区なのか北区でやる話ではなくて、やはりそのまちづくりとして密接に政策と関連すると思うので、そう考えるとやっぱり広域的な視点を持ってまちづくりをしていく方が、長い大阪の未来を考えたときに、全体の成長に資するのではないのかなというふうには思う。都市再生緊急整備地域の今の現状と、これからさらに成長させていこうというのは、この大阪都構想でもあると思うので、これからさらに成長させていくという視点を考えたときに、今はそこまで大きくなかったとしても、これから先、さらにここに投資して大きくしていくんだという候補のエリアにおいては、やはり広域でしっかりと進めていく、これは大阪全体に関わることなんじゃないのかなというふうには感じました。今日結論出す話じゃないかもしれないけど、そういう視点も重要なんじゃないかなというふうには思います。以上です。

(杉江会長)

横山委員。

(横山委員)

はい、すみません。今の知事の、また各委員の議論のもとでも、やっぱりこの都市再生緊急整備地域内等で、一定考え方を整理していくというのが合理的な協議なのかなというふうに思いました。

一方で、例えば十三や淡路っていうのは、まだ都市再生緊急整備地域に指定されていないという理解なんですけど、今後こういった形で、都市再生緊急整備地域の基準が当然あるにしても、そのエリアを広げていくという判断、要は都市再生緊急整備地域の申請主体というか、申し出主体は広域になるという理解でいいですか。それは特別区内であっても。

(杉江会長)

はい、事務局お願いします。

(山田大阪市計画調整局長)

すみません、資料2-1でも書かせていただいているんですけども、今、中之島とかの話がありましたけど、当然十三、淡路もこの上記以外のところに入っていて、いわゆるエリアビジョンに紐づく形で都市再生緊急整備地域の指定も入っています。広域という形で

丸をつけさせていただいているので、エリアビジョンを作ったりとか、地域指定をするというところに関しては、当然広域でやるべきだと思っています。ただ、そこから後の権限をどちらでやるかはいろいろ考えないといけないのかなというのが、大阪市都市計画局から示させていただいている案です。

(杉江会長)

吉村委員。

(吉村委員)

ここはめちゃくちゃ重要なところだと思っていて、エリアビジョンと権限が一致していないと、まちづくりはできないですよ。そこが別々になって、区長の判断はこうですけどエリアビジョンはこうですって。エリアビジョンってやっぱり権限とセットにならないとできないと思いますけどね。

(杉江会長)

横山委員。

(横山委員)

やっぱりこの都市再生緊急整備地域という、要は都心部としてどこにエリアを広げていくかっていうところを広域でしっかりコントロールしながら、広域として首都圏を、都心部の開発をしっかり力強く進めていくという意味で、この考え方を都市再生緊急整備地域で一定線引きをして、同地域以外は、東京でも多分もっと特別区に住民サービスとしてまちづくりをしたいという声が上がっているのは認識していますので、東京都の特区モデルをさらに進化した形で、当地域外のまちづくりは例えば特別区でより重点的に見る。一方で都市再生緊急整備地域は、広域がこれからもさらに指定を、権限を拡充しながら広域がしっかり都心部として開発をリードしていくという。そういった議論が概ね今日出されている議論なのかなというふうに認識していますし、今日これまだ結論付ける話ではないと思います。

(杉江会長)

今日はまだ、様々な意見が出ていますし、このまちづくりに関しては引き続き協議ということしていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(杉江会長)

府市一体でぜひどうやって進めていくのがいいのかというのは、引き続き議論させてい

ただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて、公営住宅等について協議をしたいと思います。部局の皆さんの入れ替えがありますので少しお待ちください。

担当部局の方から、公営住宅等についてご説明をお願いいたします。

(尾植大阪市都市整備局長)

大阪市都市整備局長の尾植でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、私の方から公営住宅等につきまして、3点ご説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料の3をご覧ください。これは、大阪市の市営住宅の現在の管理戸数の状況をお示ししているものでございます。左方にごございますとおり、総戸数は現在約11万戸でございます。図は、住宅の24区ごとの分布状況をお示したものでございます。各行政区の戸数を示しております。戸数は行政区ごとに、またエリアごとに差はあるんですけれども、中でも、戸数がゼロの行政区も現在はございます。以上が現状でございます。下段の表をご覧くださいと、この現状を4区案に取りまとめたものとなります。

表の管理戸数欄をご覧くださいますと、戸数は便宜上第1区から第4区、名前を付けておりますが、概ね2万戸台から3万7千戸という状況になりまして、第4区は第2区の約1.7倍程度の戸数の管理数となっております。

次に2点目でございます。資料にはございませんけれども、市営住宅に入居される対象者の方についてご説明申し上げます。

現在、市営住宅の入居対象者としまして、公営住宅法に定めのある項目に加えまして、本市では、区域内に、大阪市内に住所をお持ちの方、または事業所、事務所等に勤務されている方という条件を、要件を設けてございます。簡単に申し上げますと、原則として市内居住者等の方にご入居がいただけるという状況でございます。また、入居は原則公募によりますので、入居者の募集時の物件の範囲の中にはなるんですけれども、市内のどの行政区にある市営住宅にでも希望に応じてご応募をいただける状況にある、というのが現状でございます。これまでの応募状況を見ますと、当選者の方の約1割ぐらいの方が、現在お住まいとは違う行政区に申し込みをされて当選されるというケースが見て取れます。以上が現状であります。

こういう現状から特別区への移行後は同じように原則として特別区に居住されている方が、当該特別区の中に存在する公営住宅に入居されるものと考えられます。簡単に申し上げますと、特別区をまたいだ入居は原則としてできないこととなると考えられます。これは、申し込みできる住宅の選択肢が現在よりも狭くなるということだと思います。

最後に3点目ですけれども、これも資料にはございませんけれども、マンパワーの話でございます。現在、市営住宅の業務には大阪市の中で事務職及び技術職が携わっておりますけれども、職種を問わず事務、技術ともに人員の確保が課題になってくるというふうに思っ

てございます。中でも、特に技術職員につきまして、市営住宅を建替える、改修をする、保全業務を行うと、こういう工事を発注するような場面が出てまいりますけれども、その業務に必要となる建築職でありますとか設備職、こういった人員の配置が厳しい見込みにあるかなと思ってございます。以上、都市整備局からご説明申し上げました。

(杉江会長)

はい、ありがとうございます。ただいまの説明について大阪府都市整備部から補足説明を。

(中岡大阪府都市整備部住宅建築局長)

大阪府都市整備部住宅建築局長の中岡でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。大阪府につきましては、公営住宅については地域のまちづくりへの活用の観点で、福祉施策と緊密に連携した住民サービスの提供を行わせていただく観点から、地域経営の主体であります基礎自治体への府営住宅の移管を進めております。大阪市につきましても移管を受けていただいているところでございまして、このような観点から私どもとしましても公営住宅についてはニア・イズ・ベターとして基礎自治体で維持・管理・運営していただくことが適当というふうに思っております。以上でございます。

(杉江会長)

それでは委員の皆さんからご意見、ご質問等ありましたら。東委員お願いします。

(東委員)

ありがとうございます。ご説明いただく中で、過去は、基礎自治だということでしたけれども、先ほど大阪市都市整備局からお話ありました、特別区で保有した場合の職員の配置、継承、それと市民側、市民サイドから見た時のその申し込みが、今まで市域だったのが、特別区に限定される。ここはおそらく連携協定みたいな形になるんですかね。特別区間の。

この特別区間の連携協定っていうのは、持続可能性と言ったら変な言い方ですけど、さっきから首長がどう考えて、こんな話よくありますけれども、これ以上の担保できるものっていうのは何かありますか。加えてですね、それ以上のものが何かありますか。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(尾植大阪市都市整備局長)

大阪市都市整備局長尾植でございます。いわゆる連携協約という形が、地方自治法上も規定されておりますので、基本的にはその形態を検討するというのが一つお示しのとおりあるのかなと思ってございます。ただ現時点ではそれ以上の検討はまだできておりませんの

で、以上でございます。

(杉江会長)

東委員。

(東委員)

ありがとうございます。これ例えばですけれども、広域で保有するとなった場合の大阪市都市整備局が考えるデメリットというのは、今度どこになりますか。例えば、今、市民、住民票を置いている、もしくは在勤者が申し込みが、府外からも当然府民に広く開放されるわけで、例えばその申し込みが窮屈になって入れない状況が出る。これは私の想像ですよ。こういったこととか、あとメリットはもちろんあると思うんですけど、そのメリットは、おそらく今後市営公営住宅は、いずれ収束をしていくというか、適正規模にやっていく。その時に市域の特に特別区の中だけでの適正規模化というよりは、大阪全体の中で安定的に公営住宅を分散して配置してというのが、僕はあるべき姿かなとも思ったりもしますんで、前2回の議論にとらわれず、いわゆる今後、今の大阪市民に起こりうるデメリットと、将来的に公営住宅を必要なところに安定的に供給していくためのスキームをしっかりと考えるべきかなと思うんですが、まずデメリットのところを教えてくださいませんか。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(尾植大阪市都市整備局長)

大阪市都市整備局長尾植でございます。特別区を4つに分けたときに、それをまたいだ入居ができなくなるというのは先ほどご説明したとおりでありますけれども、広域に持っていったときにどうなるかというお話は、委員お示しのとおり、大阪府域内から、旧大阪市、現在の大阪市のエリアの方がいいというご希望の方は、応募することができますので、そこはこれまでよりも駅前に近い部分というところも一定ございますので、募集倍率が高くなったり、その結果、入れなくなるというようなことが起こるケースも想定されます。

(東委員)

ありがとうございます。ただ我々も市内で活動していきまして、いろいろと住宅相談を受けるときに、やっぱり住民票っていうのは実は結構大きな要素でして、今市内にないんだけど、こんな話は結構あります。私の行政区の西区はもともと市営住宅そのものがないんで、おそらくもっと平野区であったり、周辺区に行くと市民以外の方からのご相談もあるのかなと実は思ったりもします。

過去、府営住宅や市営住宅、市に移管される前は、その住宅は当然、府民として市外、市

域外からも申し込みができて、お住まいになられていたという経過も考えたときに、改めて、基礎自治体として保有するという案となっていましたけれども、ここは1回立ち止まって、広域の保有も十分、将来的な長期的な観点でいくとメリットも多いのかなと考えています。何か大阪府都市整備部の方では、ご意見ありますか。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(中岡大阪府都市整備部住宅建築局長)

大阪府の中岡でございます。移管を進めていっている中で、私どもいろいろと他市の方々と協議させてもらっております。その中で私どもが言っている最大のメリットといたしましては、先ほど、公営住宅が収束と言いますか、戸数を適正規模に進めていくためには単に用途廃止をするのではなくて、適正規模に建替えをしていく。そうしますと、今ある現在の土地、管理している土地に余剰地が生まれますので、それを地域のまちづくりにご活用いただけると。現に移管をさせていただいた市ではフル活用していただいているところもあるので、そこが非常に大きなメリットかなと思っております。

あと入居の話につきましては、確かに府であれば大阪市外からの方も入居が可能でございますけれども、そこは特別区、今現在のところは4区でございますので、一つの区だけではないので、4区内での移動と言いますか、そこは制限されないで、そこをどこまで評価するかということかなと、個人的に思います。ありがとうございます。

(杉江会長)

東委員。

(東委員)

今回、この議論をするにあたって、住民投票も府下でというような経過もありました。ぜひ市民だけの利益、不利益を考えるのではなくて、例えば府民、大阪市民も府民ですけれども、市域外の府民の方にも、旧の市域内の公営住宅というのを十分に権利を持ってもらうというのは、これは一つの大きな考え方だと改めて思います。

(杉江会長)

ほか、何かご意見。高山委員。

(高山委員)

ありがとうございます。

基礎とする案と広域とする案でいろいろご主張の点、拝読させていただいたところなん

ですけれども、先ほど福祉政策との連携が重要になるとお聞きいたしました。例えば広域にいったとするならば、連携が叶わなくなるような福祉政策というのは逆にあるのでしょうか。セーフティーネットとしては広域であつてもあるものではないのかなっていうふうに思いますので、何か具体的なものがありましたら、ちょっと教えていただきたいと思います。

(杉江会長)

はい、事務局お願いします。

(中岡大阪府都市整備部住宅建築局長)

ありがとうございます。大阪府の中岡でございます。

一つあるのであれば、府営住宅、お家賃いただくんですけれども、その時に生活保護の方々につきましては、代理納付制度というのがございます。私ども、生活保護につきましては、地元の市町の業務でございます。そちらの方で代理納付の手続きを OK と言いますか、やりましょうということをしていただけないと、私どもの方にその制度を使ってお家賃もらえない。これは決して生活保護だけの話じゃないんですけれども、府営住宅を維持管理していく上で、家賃の滞納の問題等もございまして、例えばそこが同一市で、同一の基礎自治体ですべて判断をいただけると。すべての府営住宅にあるすべての市町で生活保護受給者の代理納付制度が運用されているわけではございませんでして、そういったところは私ども今、強く市町にご協力いただくように動いているところでございます。そういったところはもう一つ一気通貫できるのかなと思います。

あとは、これは実際に移管を受けた、移管された後の旧府営住宅の入居者の声を一つ聞いたことあるんですけれども、府営住宅の入居手続きと福祉サービスの関係の手続き、この窓口が一本化になって便利になったという声は聞くことがございます。

(杉江会長)

ありがとうございます。ほか何かご意見ご質問、河崎委員。

(河崎委員)

現状、他の行政区で区をまたいでいる方がおよそ1割ぐらいという話でしたけど、特別区4区に引き直した場合に、どれぐらいまたがっているかっていう数字あったりするんですか。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(坂中大阪市都市整備局住宅部長)

すみません、大阪市都市整備局住宅部長の坂中です。

先ほど局長申し上げた1割というのが、4区に割った際の移動率が現状でいくと1割ぐらい。現状の24区間でのまたがりというのは、平均するとこの間、質問受けて調べたんですけど、20数%ぐらい、27%ぐらいが平均すると、区間を動いて応募があるという、そういう状況でございます。

(河崎委員)

分かりました。ありがとうございました。

(杉江会長)

ほか、何かご質問、ご意見は。高山委員。

(高山委員)

すいません、ありがとうございます。例えば、4つに分けたときに連携協約などが想定されるってというような形で、先ほどお話を伺ったところなんですけど、この連携協約、例えば一つの特別区が離脱するときの要綱みたいなものって、法の方にも何か定められているものってあるんですか。地方自治法上で。

(杉江会長)

事務局お願いできますか。

(尾植大阪市都市整備局長)

都市整備局長尾植でございます。詳しく調べていないので、お答えにくいんですけど、ないのではないかなというような感想として持っております。

(高山委員)

その場合、事務ごとに連携協約を結ぶのであれば、各事務ごとに離脱条件なり、前提なりを定めていくっていう認識でいいのか、また改めて教えていただきたいと思います。

(杉江会長)

事務局いけますか。

(尾植大阪市都市整備局長)

事務ごとに結ぶ協約かなと理解はしてございますけれども、改めて調べたいと思います。

(杉江会長)

はい、ありがとうございます。今調べていただくというのもありますし、公営住宅についても、引き続きもう少し理解を深めて判断していったらいいのかなと思いますので、引き続き継続協議ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(杉江会長)

そうしたら、公営住宅などにつきましても、もう少し維新の中でご議論を深めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、保健所について協議をしたいと思います。局の入れ替えがありますので、少々お待ちください。

それでは、保健所につきまして、担当部局から説明をお願いいたします。

(稲田大阪市健康局長)

大阪市健康局長の稲田です。よろしくお願いいたします。それでは、保健所業務につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、お手元資料の3ページをご覧ください。保健所につきましては、地域住民の健康を支える中核となる施設でございます。2. 保健所設置の根拠法令のところですが、地域保健法に保健所の規定がございます。

第5条におきまして、保健所は都道府県、指定都市、中核市、または特別区がこれを設置するとなっております。資料にはありませんけれども、保健所の行う業務がその次の6条というところに列挙されております。他方、保健所を設置しない自治体につきましては、第18条に規定がございます。そこに載せていますけれども市町村は市町村保健センターを設置することができる。ということで、健康相談とか保健指導、検診とかを行うということになっております。一番下、厚生労働省も指針を作っております。人口20万以上の市は保健所の設置を検討すべきとしているところでございます。

続きまして4ページですけれども、こちらの大阪府内の現状を示しております。グラフを入れておりますけれども、左の方には特別区、真ん中あたりには府内の保健所設置市、政令市と中核市、右の方には大阪府が所管している9つの保健所を記載しております。所管の人口規模としましては、それぞれ線入れていますけれども、それぞれ20万人以上となっております。特別区の人口規模であれば、保健所を独自に持った方がいいのではないかと考えてございます。

続きまして、5ページ、6ページには、保健所の具体的な業務例を入れております。まず5ページですけれども、これは感染症の例でございます。大阪市内は結構、結核などの罹患率も高いですし、今年度も麻しんや0-157発生しております。保健所を所管しておりますら、住民の方から大阪市の方に連絡が入りまして、速やかに区役所とも連携しながら、市

長の指示のもと業務を進めることができます。真ん中左の現行のところに書いてありますけれども、調査方針を決め、感染源の追究など、同一自治体内で迅速に実行できるかと思えます。基礎自治体は、日頃から日常的に地域や医療機関等ともつながっております。情報連携はスムーズにいくと思いますし、また、学校なんかで感染症が発生した場合につきましては、教育委員会事務局ともスピード感を持って対応可能ですし、福祉施設で発生した場合にも、福祉局とも連携が可能であるというふうに考えております。感染症対策については、初動が重要と考えておりますので、そこが遅れますと二次感染のおそれも大きくなると考えております。感染症に限らず、現在、保健所につきましては、福祉局、こども青少年局等とも一体となって各種事業を進めることも多いですけれども、保健所内が大阪府の所管ということになりますと、このあたりの総合的な対応というのはちょっと難しくなるのではないかと考えております。

続きまして、6 ページですけれども、こちら災害時の話にしております。もし基礎自治体が、保健所機能、権限や人材を持っていなければ、基礎自治体の責任で避難所を設置しても、保健所機能がありませんので、そこは大阪府待ちということになります。囲ってあるところに記載しておりますけれども、避難所の運営と保健医療感染症対応というのはまさに一体と考えておりまして、初動が重要となります。保健所がなければ、現場判断が府待ちになりますので、そこは健康危機管理上ちょっと課題があると考えております。また、現在の大阪市におきましては、新たな感染症への備えとして、動員名簿に基づいて研修とか訓練を行っておりますけれども、保健所がなくなりますとそういった機会も減りまして、健康危機管理に即応できる人材が特別区で確保できなくなるとも考えております。

続きまして7 ページの図です。7 ページは現在、大阪市長のもとで保健所と各区が役割分担しながら保健所業務を行っているイメージ図を載せております。

8 ページは保健所が広域に移った場合、9 ページは各特別区に残った場合を示しております。

9 ページの図は現在の7 ページの図と、ほぼ同様の形になっておりまして、特別区内で地域自治区保健センターと役割分担しながら保健所業務を進めることができると考えております。

続きまして10 ページをご覧ください。こちらは専門人材の確保についてのお話です。現在、大阪市の各区におきましては、がん検診、また結核やHIV等の検査、各種相談業務等、医師が必要な業務というのがございまして、24区それぞれに一人ずつ管理医師というのを配置をしています。他方、現在健康局を本務とする医師はそこにもありますように26名しかおりませんので、区役所を専任にしていまいますと健康局で実施しております感染症対策や健康増進事業などに関わる医師がいなくなってしまうのです。そこで本市では局と区の兼務をかけることによって効率的には業務を回しておりますけれども、むしろ保健所が大阪府の所管になりますと兼務ということができなくなりますので、たちまち行政医師が不足ということになってしまいます。

続きまして 10 ページは施設についてです。現在、本町に新しい保健所が出来上がりました、来月には移転する予定にしております。このような保健所を 4 特別区にそれぞれ作るとなると、かなりコストがかかりますけれども、その必要はないのではないかと考えております。新しい保健所は、中央区の入る第 3 区が所管して、第 2 区はこの大きい大阪市庁舎でございますし、残る 1 区と 4 区は区の再編によって生じる区役所の空きスペースの活用を中心に検討すればよいと考えております。本町の新保健所に入る本務職員の数というのは約 280 名ほどでございますので、それを 4 で割った 70 名プラスアルファぐらいの職員が入れる執務スペースを各特別区庁舎の健康局の隣に設けることにすれば、府内各部局とより緊密に連携しながら業務を進めることができるのではないかと考えております。現に近隣の政令市は、保健所を独立した建物ではなくて本庁舎に設置しております。なお、現在の各区役所の庁舎には、X 線装置が設置できる部屋とか機器もございます。そういったものも活用できるものと考えております。

11 ページをご覧ください。こちら、感染症対策における司令塔機能についてでございます。これにつきましては、新型コロナの経験を踏まえまして、令和 4 年に感染症法が改正されまして、連携協議会のほか、都道府県の総合調整権限が強化されたり、保健所設置市特別区への指示権限というもの創設されておりました、保健所を広域に移管しなくとも、既に司令塔機能は広域にあると認識をしております。逆にこの 4 特別区という広い地域の保健所業務を大阪府が行うということになりますと、司令塔機能に専念することがかえって難しくなるのではと考えてございます。

12 ページは現在の事務仕分けに関わっておりますけれども、ただいまご説明申し上げましたように、保健所は特別区に設置する方が望ましいと考えておりました、保健所設置市権限となります、表に記載しております事務につきましては、まとめて基礎に整理していただければと思っております。

13 ページにつきましては、これは大阪府健康医療部の見解を載せておりました、この後大阪府の方からご説明をしていただきます。

長々のご説明いたしましたけれども、14 ページは最後まとめ、今までご説明したことをまとめております。最下段に記載しておりますように、保健所の業務は住民に身近に接する業務と考えておりました、特別区で行うことが望ましいと考えております。説明以上でございます、よろしくお願いいたします。

(杉江会長)

はい、次お願いします。

(西野大阪府健康医療部長)

大阪府の健康医療部長の西野でございます。

13 ページに健康医療部の考え方を示させていただいておりますが、今、健康局からもご

説明あった考え方と同一の考え方によるものでございます。まず、3①から③ということで、これは住民サービスの関係ですけれども、4区であれば中央区以上の人口や財政力を持つということですので、ニア・イズ・ベターの観点からも保健所は基礎であるべきではないかと考えております。サービスの観点で言いますと、保健所と保健センターの連携によりまして、一気通貫した住民サービスというものが可能になってまいります。こういうことから考えますと、一つの保健所が対応する4区であれば、今の保健所一つよりも判断、対応に迅速にスピーディーに対応する方が増すことができるということで、メリットになるんじゃないかというふうに考えております。

3④ですけど、専門人材の確保についてでございます。現在も大阪府医師の確保、とりわけ医師なんですけれども欠員の状況でございます。この確保について非常に苦慮しているところなんですけれども、仮に府で一括採用したということになったとしても、異動が大阪府全域になるということで、現在の大阪市の志願者数よりも減る可能性が高いんじゃないかというふうに考えているところでございます。

3⑤の関係、感染症の司令塔機能の関係でございます。これもコロナの教訓を踏まえまして感染症法の改正が行われました。自然災害と同様に、広域側に司令塔機能があるというのは同じ認識でございます。こういったことから、特別区が基礎自治体として保健所を所管することで、危機対応の迅速化にもつながると考えております。

最後に、事務の仕分けにつきましては、保健所設置市の権限の事務につきましてもまとめて整理の方が望ましいと考えているところであります。以上でございます。

(杉江会長)

ご説明ありがとうございました。保健所につきまして、委員の皆さんからご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。今の説明では、特別区で実施するのは望ましいのではないかという説明があったかと思えますけど、改めてご確認とかご意見ありましたらお願いいたします。藤田委員。

(藤田委員)

ありがとうございました。いろいろ説明を聞かせていただいて、府と市の意見も一致しているということで、私も保健所は基礎で持てるんだったら基礎の方がいいなというふうな所感を持った次第です。

ただ、この間の議論でずっと懸念してきましたのが、専門人材の確保とコスト論のところかなと思ってまして、ただいまの説明ですと、既存施設を最大限活用することでそこまでコストはかからないんじゃないかというお話。それから、府に一元化したとしても、新たに人材を採用する必要があるというお話。それから、転勤の範囲が広がるということで、府に一元化したとしても募集倍率が上がるとは限らないというお話がありまして、人材確保という面でも、必ずしも府に一元化したことによってメリットが出るとは限らないとい

うお話だったかなと思いましたので、一定懸念していたところも解消されるというか、どちらにしても課題は課題なのかなと受け止めたところです。

事務局に要望という形でお渡ししたいのですけれども、保健所を各区で持つとなったときの財政シミュレーション、これをぜひ見せていただきたい。今日はまだできていないかなと思いましたので、また以後見せていただきたいかなとコメントだけしておきます。以上です。

(杉江会長)

ほか何かよろしいでしょうか。特段ご意見ないようでしたら、保健所に関連する資料 16 ページ、17 ページとなります診療所等の開設とか、そして難病等医療費助成、指定難病につきまして、これらも併せて、保健所と一体で基礎とすることで皆さんよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(杉江会長)

そうしましたら、保健所等につきましては、基礎ということで。はい、事務局どうぞ。

(稲田大阪市健康局長)

ただいまありました、難病の医療費の関係ですけれども、これは現在の法律で、都道府県事務となっております、大都市の特例でも政令市ができるということになっております。ですから、そういう意味では現行の法令で言いますと、それを特別区が実施するというのは難しい状況になっているということで、その難病の指定難病の分だけ法律上のことがありまして、特別区でただちに実施ということは難しいと思ってございます。

(杉江会長)

そしたら、指定難病の件だけは引き続き、というか、そもそも今できないから広域でという形になるってことですかね。府の方は。

(西野大阪府健康医療部長)

健康医療部長の西野でございます。今、難病の関係の審査事務を含めて、政令市権限ということで大阪市の方でしている事務でございますけれども、法律の建て付け上で言いますと、政令市がなくなるということになれば都道府県の事務ということになるんですけども、一部事務としては、難病の手続きの申請の事務の受付でありますとか、あと相談を受けていただくとか、一部その業務として特別区の方をお願いする業務も出てくると思いますので、その整理がまだ今回できていないということもあるので、そこをしっかりと整理させていただいて最終的に決めていただけたらと思います。

(杉江会長)

そうしたら、この難病等の医療費助成につきましては、継続ということで残させていただきたいと思いますので、保健所と診療所等の開設許可につきましては基礎ということでいかせていただきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(杉江会長)

はい、ありがとうございます。そしたら、保健所等につきましては基礎ということでいきますので、よろしくお願いします。

部局の入れ替えを行いますので、少しお待ちください。

それでは各事務分担に関する協議はここまでとしたいと思います、本日は。

資料1の16ページ、それから17ページに、記載の残りの事務についても引き続き協議をしていただきたいと思いますので、委員の皆様におかれましては、それぞれ引き続き事務の整理の方、議論を深めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ということでよろしいでしょうか。はい、お願いします。

事務局の方においても、今日までの協議を踏まえて、特別区で実施する事務と、大阪市から広域にいく事務について整理をした一覧表を次回お示しいただきたいと思っておりますので、本日議論を踏まえて、引き続き協議が必要なものについては仕分けは保留としていただきまして、それ以外のところで事務局の方で整理をお願いしたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

(事務局：西島副首都推進局長)

はい、承知しました。

(杉江会長)

よろしくお願いいたします。

次に区の名称についてです。前回の協議会でも、委員の皆さんから様々な意見をいただきました。この中で、「大阪市〇〇区」としてはどうかという意見がありましたけども、区の名称に大阪市を含むことについて、事務局の説明をお願いいたします。

(事務局：西島副首都推進局長)

はい、副首都推進局長西島でございます。8月7日の法定協議会でご説明をさせていただきましたとおり、前回の住民投票の際に、特別区の名称につきましては、特別区は現行の行政区の区域を超えて形成されるためより包括的なものとするということ、それから、できる

限り住民に親しみやすく、わかりやすいものとなるよう、極力簡潔なものとすることを基本的な考え方としてございます。

この考え方につきましては、前回の法定協議会資料「特別区制度案」の区割り、区の名称で記載されておりますが、その同じ資料の中で、法令上の取扱いですとか国の見解というのもお示しをさせていただいているところでございます。これでいきますと、一般に、特別区を含む地方公共団体の名称につきましては、名称の定め方については、法令上の制限や規定はないこと、できる限り住民に親しみやすく分かりやすいものとなるよう、極力簡潔なものとする、同一または類似することとならないよう、十分配慮することとされてございます。

こうした点から、事務局といたしまして、「大阪市〇〇区」という特別区の名称を検討いたしました。例えば、特別区の名称が「大阪市北区」となった場合、今の行政区と全く同じ表記となります。この名称が今の行政区の名称を意味するのか、大都市法の規定により新たに設置される特別区の名称を意味するのか、区別できなくなるという危惧がございします。

また、この協議会では、大阪が副首都にふさわしい都市となるため、大阪府と大阪市を再編し、広域行政を一元化した強力な広域自治体と、地域の実情に応じた住民に身近なサービスに専念する特別区を設置することを目指して協議をいただいていると認識してございます。その協議の結果、新たに設置される特別区の名称の中に、現在の自治体を示す大阪を残すということが、新たな自治体の名称として適切なのか、ふさわしいのかというところで、私どもとしては疑問を持たざるを得ないということでございます。

こうした点から、事務局といたしましては、一般的に「大阪市〇〇区」という特別区の名称については、住民に親しみやすく、分かりやすいものと言ひ難いと考えてございます。

次に、ご承知のことと思いますが、特別区の名称に関する手続きについて改めて申し上げます。大都市法では、特別区の名称は協定書に必須の記載事項であり、法定協議会において新たに設置される特別区にふさわしい名称かなどの観点からご協議をいただきまして、正式な名称として協定書に定めることとなります。協議会は協定書の取りまとめに際しまして、あらかじめ総務大臣への報告、これに対して総務大臣は意見を述べると定められておりますため、特別区の名称につきましても報告、意見の対象となるものでございます。その後、協議会で作成された協定書は、府・市両議会で審議、承認を得て、住民投票においても特別区の名称も含め賛否が問われることとなります。現在の区の名称につきましては、本協議会で協議が始まったところでございまして、事務局としては、さらに協議が進展をしまして、協定書を具体的に取りまとめる段階で、必要に応じて総務省への意見照会を行ってまいりたいと考えてございます。

以上、事務局の見解を申し上げます。よろしくお願いいたします。

(杉江会長)

はい、ありがとうございます。今、事務局の説明につきまして、ご意見やご確認等ありま

したらお願いをいたします。いかがでしょうか。紀田委員。

(紀田委員)

局長の話によると、分かりやすいとは考えられないと考えているよと。親しみやすくもないよと考えているよということですかね。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(事務局：西島副首都推進局長)

副首都推進局長西島でございます。

先ほど申し上げたのと同じですけども、まず、例えば大阪市北区の場合に、今の行政区と新しくつける名前の区別がつきづらいですよということと、今回、新しく特別区をつくっていく、広域自治体と特別区を作っていくっていう中で、それが本当にふさわしいのか、分かりやすいのかっていうところについて、単純に疑問を持っているというところでございます。

(杉江会長)

紀田委員。

(紀田委員)

これも全くの個人的な考えですけども、現在の24区の名称を使用するものではなく、例えば「大阪市第1区」、「大阪市第2区」、「大阪市第3区」、「大阪市第4区」とした場合、現在の行政区との混同は生じ得ないと思うんですけども、この点についてはどうお感じになりますか

(杉江会長)

事務局お願いします。

(事務局：西島副首都推進局長)

はい、最終的に区の名称につきましては、この協議会の委員の皆様でご協議をいただくことを考えておりますが、第1区、第2区という付け方につきましても、特に先ほど申し上げましたとおり、名称の定め方につきましては、法令上の制限とか規定はないということでございますので、漢数字を使うとか、アラビア数字が良くないとか、そういうのはあるんですけども、その中でこの協議会の中でご議論いただければと思ってございます。

(杉江会長)

紀田委員。

(紀田委員)

なるほど、わかりました。法令上の制限はないので法定協議会で議論して決めていけばいいということですね。個人的な考えでは「大阪市第1区」、「大阪市第2区」、「大阪市第3区」、「大阪市第4区」がいいかなと思いますし、「大阪第1区」、「大阪第2区」でも、大阪の名前を少なくとも必ず残すべきじゃないかなとは思うんですね。他にもいろんな言い方があると思いますが、私の個人的な意見でございます。

(杉江会長)

ほか何か質問、ご確認。徳村委員。

(徳村委員)

先ほど局長のご説明いただきましたように、やはり市民の皆さんに親しみを持っていただく、そういうような名前の付け方、あり方が適切だということからも、やはり市民の皆さんに広くお伺いし、そして共に決めていくような、そういうふうに関しやすいく区名を選ぶようなスキームと一緒に考えていけて、そしてそれを維新案として提出することが素晴らしいのではないかなと個人的にも思います。

2015年、2020年のあの時の住民投票と比べて、やはり今少し盛り上がり、あの時に比べては、と私は個人的に思っております。ですから、さらに市民の皆さんと共に考えていただくとともに、新しい大阪を、大阪のその名前を決めていくというような形と一緒に考えていければと思いますので、お取り計らいをよろしくお願いいたします。

(杉江会長)

ほか、藤田委員。

(藤田委員)

私も今、徳村委員おっしゃったことに非常にいいなと思ひまして、正直前回、紀田委員が大阪市って名称をつけたらどうかっておっしゃったときに、私は簡潔な方がいいんじゃないかなと思っていましたので、大阪市北区とか大阪市中央区というのが特別区名になってはちょっと違うかなと思っていたんですけども、この間、盆踊りとかで回らせていただいて地域の方とお話しすると、意外と「あれええやん」とか言われたりして、そうか、自分の感覚が全てでもないなというふうに思ったりもして、ただやっぱりあれはあかんわっていう人もいらっしゃるんで、ちゃんと市民の声を聞いて、決めていくというのは非常にいいこと

かなと思いますので、この区の名称によって、設計図の作成が遅れるということもないかと思えますので、もう少し時間を取っていただいて、市民の意見も聞きながら一緒に決めていけたらいいのかなと思っております。以上です。

(杉江会長)

今、藤田委員からもありましたように、この名称が全体の議論にスケジュールに急いで決めるというものではないと思いますので、本当に大切なことだと思うので、ぜひ徳村委員からありましたけども、市民の皆さんの意見を聞くであるとか、そこら辺あたりは維新の中でも整理していただいて、ぜひ名称の議論を深めていただきたいと思いますので、引き続きこちらの方も協議していくということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(杉江会長)

そうしたら、維新の中でこの名称について議論深めていただくということで、よろしくお願いいたします。そうしたら、本日の議題は以上となります。

次回は、9月4日の金曜日に開催することとし、開始時刻や会場などについては事務局で調整をお願いいたします。この際、ほかに何かご意見ご発言ございますでしょうか。事務分担について、残りの協議中の項目についてしっかりとご議論を深めて決めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事は以上でございます。長時間にわたりましてお疲れ様でした。